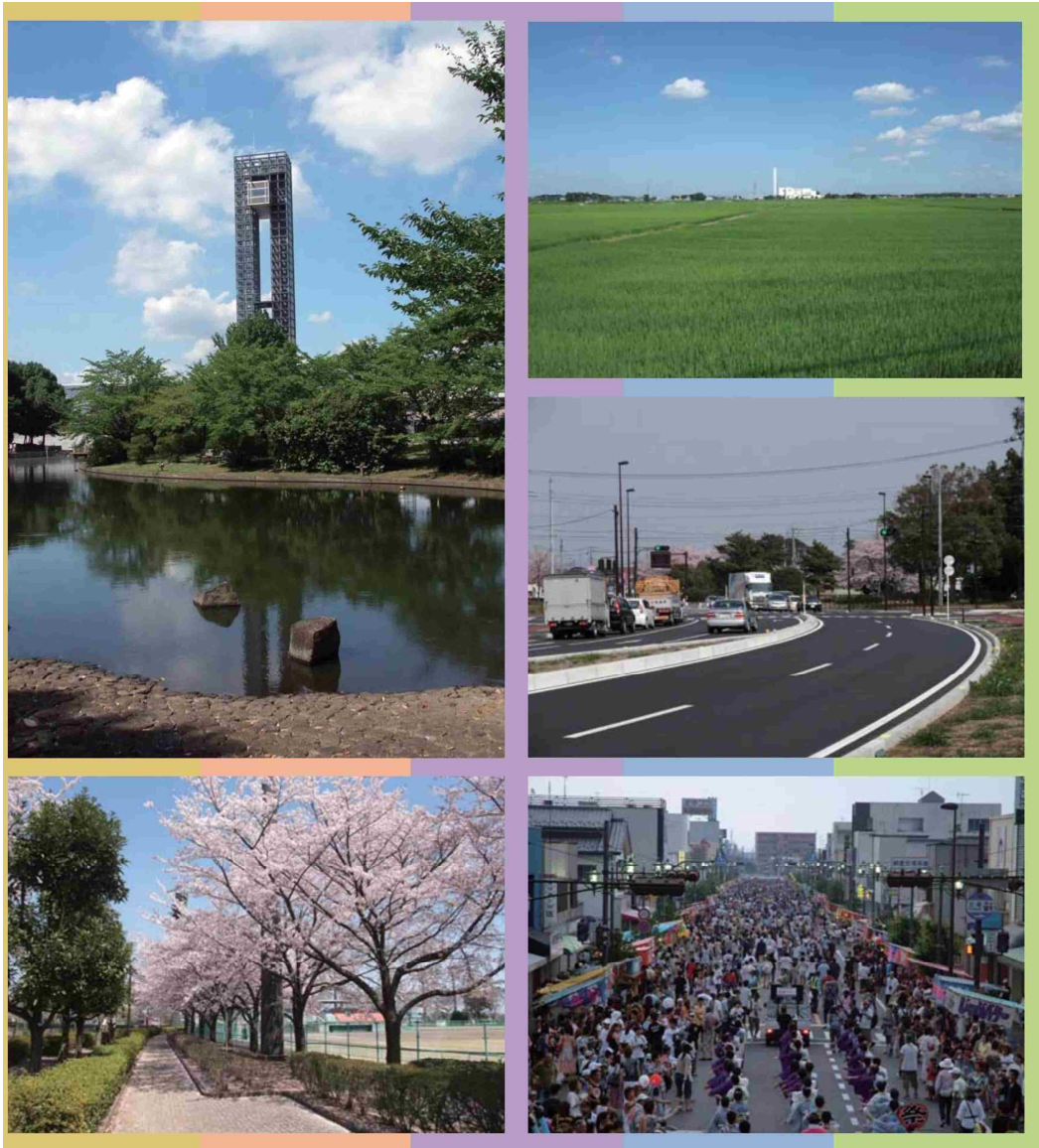


第二次大泉町 都市計画マスタープラン (一部改訂版)



～快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち～

令和3年3月
大 泉 町

～快適で住みやすく 環境と調和した 安全安心なまち の実現に向けて～



本町では、長期的・総合的な視点により、将来の都市づくりの方向性を定めるため、平成 23 年 3 月に第二次大泉町都市計画マスタープランを策定いたしました。

本計画では、土地利用や都市基盤の整備など、本町の都市づくりを体系的に定め、これまでに、坂田古氷土地地区画整理事業の完了、古海第二地区地区計画の決定、都市計画道路上小泉古海線の完成、東毛広域幹線道路の開通など、多くの事業を推進し、快適な都市環境を創出してまいりました。

しかしながら、令和元年東日本台風において、河川の越水などにより、甚大な浸水被害が発生しました。町民の大切な命と財産を守るため、多発する大型台風や豪雨などに対応した都市基盤の構築が喫緊の課題となっております。

また、現在、東毛広域幹線道路開通による土地利用の検討や人口減少社会への対応など、今後のまちづくりを見直す転換期となっているとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ニューノーマルな生活に対応したまちづくりを模索していく必要もあります。

折しも、本町では、大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～の策定など、上位計画の見直しを行ったほか、本計画の目標年次を迎えたので、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、第二次大泉町都市計画マスタープランを一部改訂し、本町の活力ある発展と持続可能なまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の一部改訂にあたり、貴重なご意見を賜りました町民の皆様及び熱心なご審議を賜りました大泉町都市計画審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

大泉町長 村山俊明

目 次

I 計画の概要と位置づけ

- 1. 都市計画マスタープランの概要 1
- 2. 都市計画マスタープランの位置づけ 2
- 3. 第二次大泉町都市計画マスタープランの見直し 4

II 町の現況

- 1. 概況 7
- 2. 人口・世帯数 9
- 3. 産業 12
- 4. 土地利用 16
- 5. 都市計画の状況 18
- 6. 町の現況のまとめ 30

III 町の課題

- 1. 社会環境から見た問題点・課題 32
- 2. 町の現状から見た問題点・課題 34

IV 第二次都市づくり構想

- 1. 都市づくりの基本方針 38
- 2. 都市の将来像 40
- 3. 将来都市構造 42
- 4. 土地利用の方針 47
- 5. 都市施設の整備方針 51
- 6. 都市環境の形成方針 56

V 実現化の方策

- 1. 都市づくりの実現に向けて 58
- 2. 第二次都市計画マスタープランの進行管理 61

付 資料編

1. 上位関連計画	62
2. 大泉町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	65
3. 大泉町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿	66
4. 大泉町都市計画審議会委員名簿	66
5. 第二次大泉町都市計画マスタープラン一部改訂の経過	67
6. 用語解説	68

I 計画の概要と位置づけ

1 都市計画マスタープランの概要

「都市計画マスタープラン」とは、長期的・総合的な視点から都市の将来像を明確化することにより、今後の都市計画の指針として定めるもので、都市計画法第 18 条の 2 に定められた法定計画です。

都市計画マスタープランの特徴としては、次のような点があげられます。

- 地域住民の意思を反映させる都市計画です。
- 地域固有の特色を活かした都市計画です。
- 長期目標を概ね 20 年先として、長期展望のもとに都市づくりを進めます。
- 土地利用・都市施設等の個別の計画について、相互に整合性のとれた都市計画の実現を図ります。
- 地域住民の参加によって、その意向を反映するのみならず、都市計画に対する地域住民の理解を深め、今後の都市計画への関心を高めることで、事業に対する合意形成を図ります。

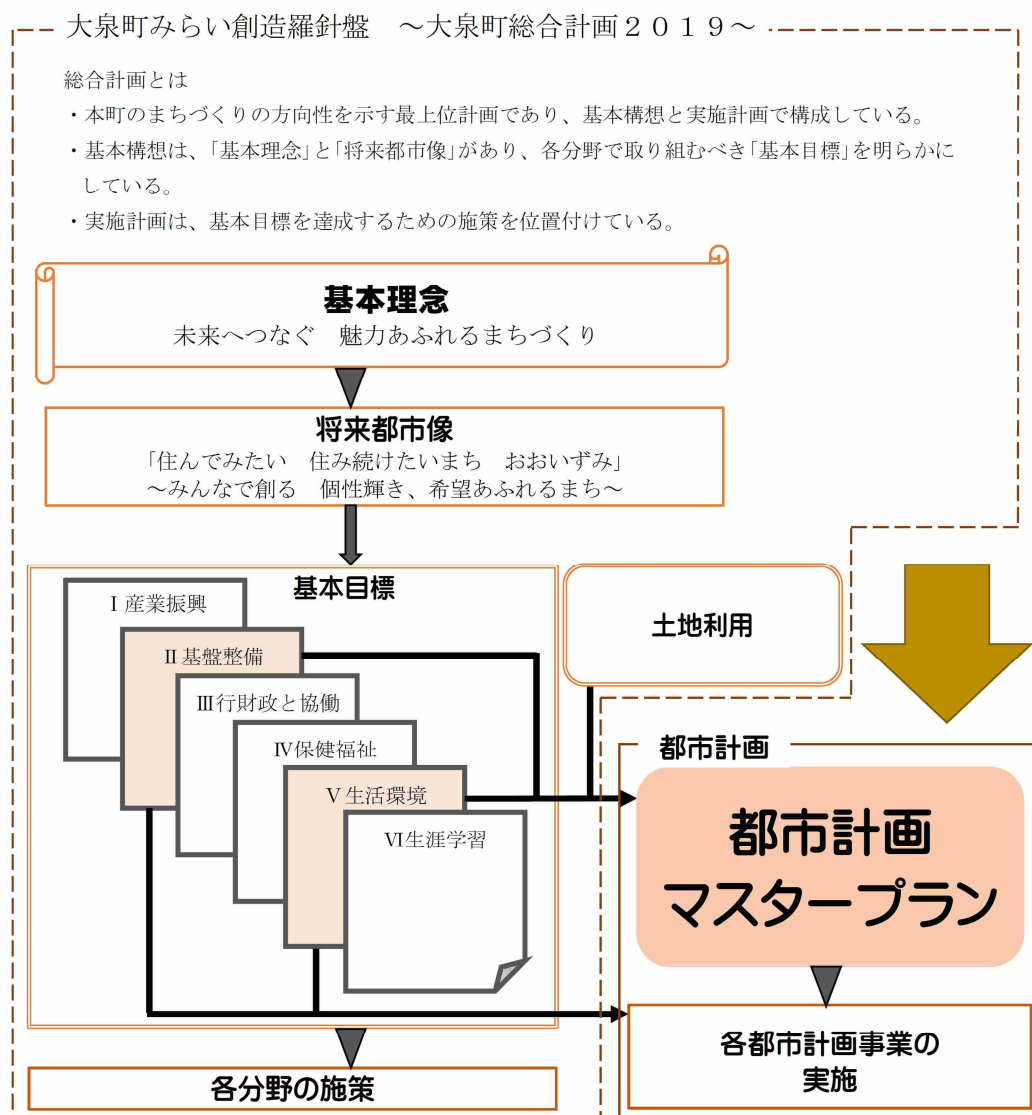
この都市計画マスタープランの策定によって、行政と住民が一体となって進める都市計画の実現が期待されます。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 関連上位計画との関係

都市計画マスタープランは、都市計画(①土地利用に関するもの、②都市施設の整備に関するもの、③市街地の一体的な開発・整備を目的とするもの)に関する基本的な方針を定めるものであり、町の総合計画に即し、町の将来の都市づくりの方向性を規定する計画として位置づけることができます。

このため、都市計画マスタープランは、「総合計画」の下位に位置づけられる計画で、この関係は次のようになります。



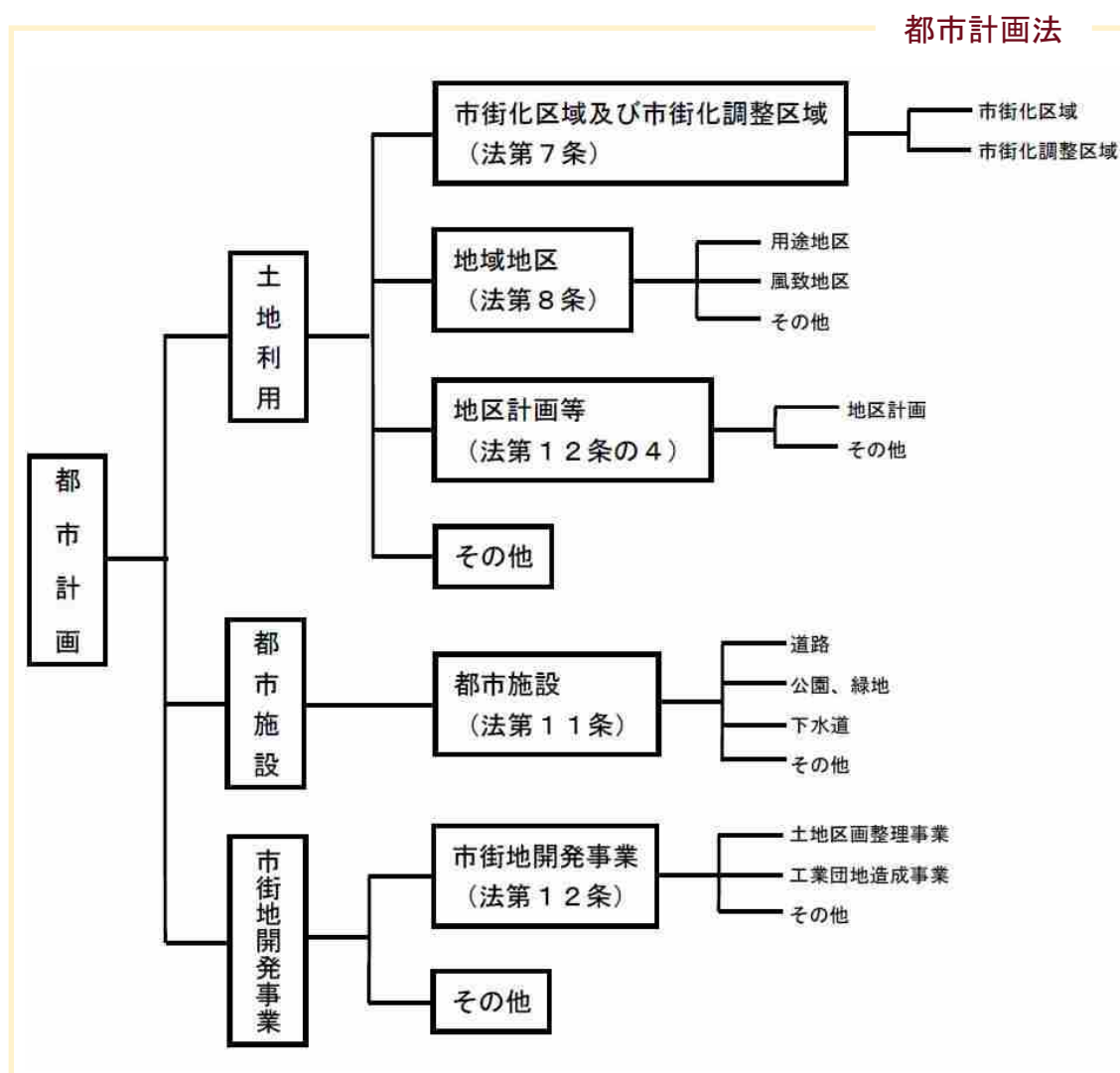
※総合計画は、平成23年5月に地方自治法が改正され、策定義務が廃止されましたが、本町では、各分野の取り組みや行政運営の総合的な指針を示すため、平成31年3月に策定しております。

(2) 都市計画法上の位置づけ

都市計画法では、まず法律の適用範囲である都市計画区域を設定します。本町の都市計画区域は行政区域全域にわたり、近隣の太田市とともに構成する太田都市計画区域に含まれます。

都市計画区域では、県知事が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を定めます。都市計画区域マスタープランは、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（いわゆる線引き）をはじめとした都市計画の基本的な方針を定め、都市計画法に基づく土地利用の規制あるいは都市計画事業の根拠となるものです。しかし、この都市計画区域マスタープランは、太田都市計画区域という広域に対して設定されているため、大方針としてその有効性はあるものの、地域の実状に対応したきめ細やかな土地利用規制・誘導や都市基盤施設の整備に対する、本町の基本方針が必要となります。

本都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランと有機的な関係を保ちながら、町の実状にあわせた都市計画の基本方針を定めるものです。



3 第二次大泉町都市計画マスタープランの見直し

平成 23 年 3 月に策定した第二次大泉町都市計画マスタープランは、目標年次を平成 32 年（令和 2 年）、展望年次を平成 42 年（令和 12 年）と定めていました。

〈一部改訂前の第二次大泉町都市計画マスタープランの概要〉

■将来像

人と地球にやさしいうるおいのある快適なまち

地球環境に配慮しながら、人と自然が共生した都市環境の構築に努めるとともに、東毛広域幹線道路や都市計画道路等の整備、公共交通機関の利便性向上、公園・緑地の保全、災害に強い河川・水路の整備などを通じて「人と地球にやさしいうるおいのある快適なまち」の実現を目指します。

■将来フレーム

平成 32 年（令和 2 年）	総人口	39,005 人
	総世帯数	17,413 人
	世帯あたり人員	2.24 人/世帯
平成 42 年（令和 12 年）	総人口	35,715 人
	総世帯数	17,254 人
	世帯あたり人員	2.07 人/世帯

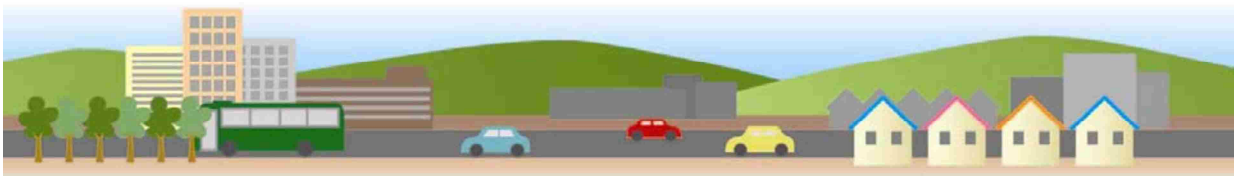
第二次大泉町都市計画マスタープランは、策定から10年が経ち、目標年次の令和2年を迎えました。その間、上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」が策定されるとともに、東毛広域幹線道路の完成など、社会経済情勢の変化に対応するため、必要となる見直しを行い、第二次大泉町都市計画マスタープランを一部改訂しました。

○上位計画等の見直し

- ・大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～【平成31年(2019年)3月策定】
- ・第二期大泉町総合戦略【令和2年(2020年)3月策定】
- ・大泉町人口ビジョン【平成28年(2016年)3月策定】【令和2年(2020年)3月改訂】
- ・東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【令和2年(2020年)12月策定】

○社会経済情勢の変化

- ・東毛広域幹線道路等の開通に伴う新たな土地利用の検討
- ・人口の減少に対応したコンパクトなまちづくりの推進
- ・多発する集中豪雨や大型台風等に対する浸水対策の検討



1 概況

(1) 広域的条件

本町は、群馬県の東南に位置し、東は邑楽町、千代田町、北西は太田市と接しています。南は、利根川を挟んで埼玉県との県境になっており、埼玉県熊谷市に接しています。

高速自動車道路については、太田市にある北関東自動車道の太田桐生 I C が最寄りのインターチェンジとなっており、ほかにも館林市にある東北自動車道の館林 I C も利用されています。国道については、町内北部に 4 車線の国道 354 号が開通し、上小泉地内で国道 122 号と接続しています。また、本町の西には、南北方向に国道 407 号が通っています。

鉄道については、館林市及び太田市で東武伊勢崎線に接続する東武小泉線が町の中心部まで通っており、町内には西小泉駅、小泉町駅、東小泉駅の3つの駅があります。

また、本町は、群馬県の「ぐんま・県土整備プラン 2020」（令和 2 年 12 月 群馬県県土整備部）の地域プランにおいて、「邑楽館林地域」に属します。この地域では、一級河川休泊川の河川改修事業、県道綿貫篠塚線の電線共同溝事業が位置づけられています。

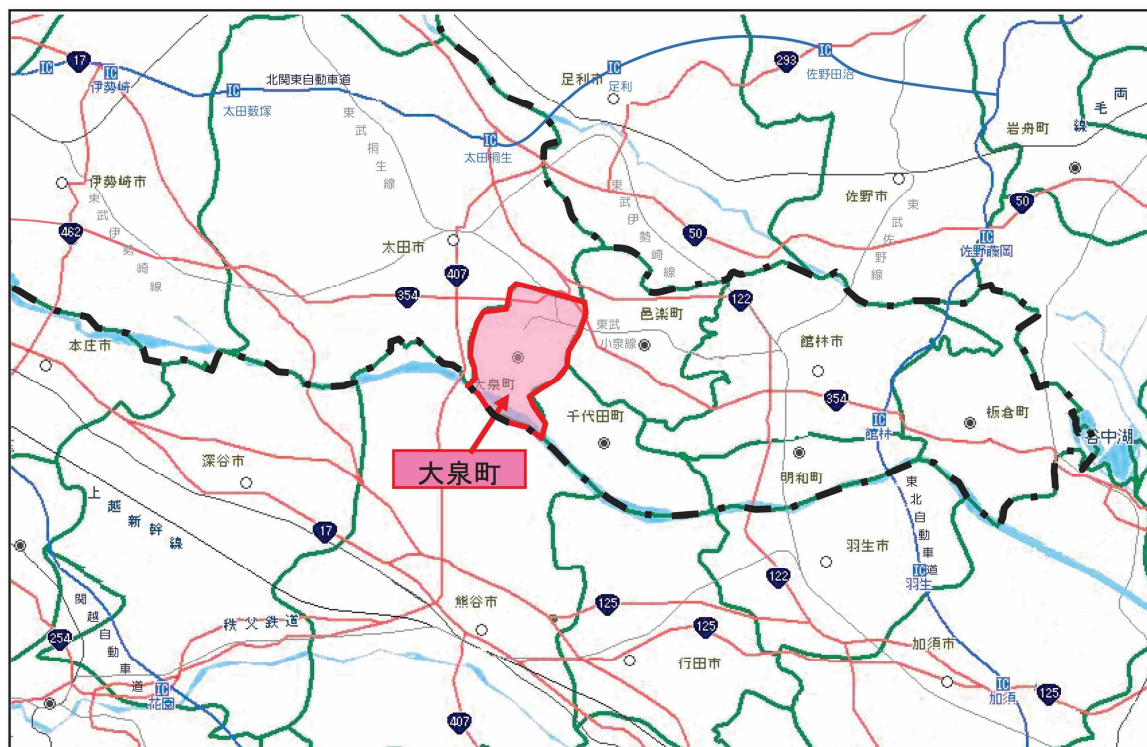


図 本町の広域的位

（２）気候及び地形

本町は、冬季には群馬県特有の季節風が吹くものの降雪は少なく、年間を通じて晴天の日が多く、住みやすい土地となっています。面積は、18.03 平方キロメートルと狭く、町域北部から南部にかけて、わずかに傾斜する比較的平坦な地形となっています。

（３）沿革

本町は、昭和 32 年に小泉町と大川村の合併によって誕生し、昭和 35 年に「首都圏市街地開発区域」の指定を受けてからは、工場誘致等を進め、工業都市として順調な発展を遂げてきています。

平成 16 年には、邑楽町・千代田町との法定合併協議会を設置(平成 16 年休止)、平成 20 年には太田市と任意合併協議会を設置(平成 21 年解散)したものの、合併には至っておりません。

昭和 32 年の大泉町誕生後、平成 29 年には町制施行 60 周年を迎えています。

2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数

本町の人口は、昭和 35 年に 19,128 人でしたが、平成 7 年には 41,100 人となり、平成 27 年で 41,202 人となっています。本町の人口は、昭和 50 年から平成 2 年に急激に増加し、平成 7 年から平成 17 年までゆるやかな増加となっています。平成 22 年に減少に転じましたが、平成 27 年に再び増加しています。

また、平成 2 年出入国管理法改正等により、外国人住民が増加しており、令和 2 年 3 月末時点の外国人住民は 7,964 人で、総人口に占める外国人比率が 19.0% となっています。

世帯数は、昭和 35 年に 4,021 世帯でしたが、平成 27 年には 18,070 世帯となっています。また、一世帯あたりの人員(人/世帯)は、半分以下に減少し、平成 27 年で 2.28 人/世帯となっています。これは、群馬県平均の 2.55 人/世帯を大きく下回っており、本町には、単身者が多いことが伺われます。

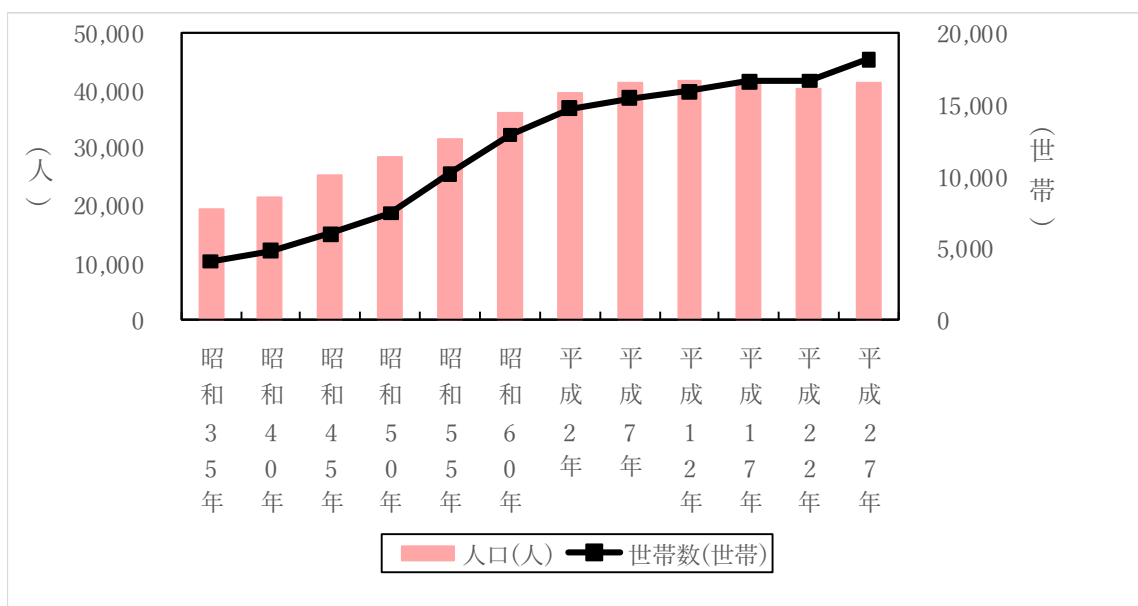
(大泉町)

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯あたり 人員(人/世帯)
昭和 35 年	19,128	4,021	4.76
昭和 40 年	21,262	4,737	4.49
昭和 45 年	25,149	5,908	4.26
昭和 50 年	28,377	7,362	3.85
昭和 55 年	31,282	10,097	3.10
昭和 60 年	35,925	12,820	2.80
平成 2 年	39,232	14,668	2.67
平成 7 年	41,100	15,390	2.67
平成 12 年	41,403	15,871	2.61
平成 17 年	41,466	16,575	2.50
平成 22 年	40,257	16,600	2.43
平成 27 年	41,202	18,070	2.28

(群馬県)

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯あたり 人員(人/世帯)
平成 12 年	2,024,852	695,092	2.91
平成 17 年	2,024,135	726,203	2.79
平成 22 年	2,008,068	755,756	2.66
平成 27 年	1,973,115	773,952	2.55

表 人口・世帯数の推移(資料:国勢調査)



(2) 年齢構造

平成 27 年の本町の 65 歳以上人口 (20.7%) 及び 75 歳以上人口 (8.2%) の割合は、群馬県の 65 歳以上人口 (27.6%)、75 歳以上人口 (13.2%) と比較して、低い状況ですが、徐々に高齢化が進んでいます。

		15 歳未満人口		15～64 歳人口		65 歳以上人口		75 歳以上人口	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
大泉町	平成 12 年	6,799	16.4%	30,024	72.5%	4,580	11.1%	1,912	4.6%
	平成 17 年	6,157	14.8%	29,809	71.9%	5,496	13.3%	2,398	5.8%
	平成 22 年	5,618	14.0%	27,833	69.2%	6,797	16.9%	2,775	6.9%
	平成 27 年	5,310	13.0%	27,138	66.3%	8,456	20.7%	3,349	8.2%
群馬県	平成 12 年	306,895	15.2%	1,346,441	66.6%	367,117	18.2%	155,344	7.7%
	平成 17 年	291,995	14.4%	1,314,259	65.0%	416,909	20.6%	198,420	9.8%
	平成 22 年	275,225	13.8%	1,251,608	62.7%	470,520	23.6%	232,852	11.7%
	平成 27 年	250,884	12.8%	1,165,780	59.6%	540,026	27.6%	259,116	13.2%

表 年齢構成(資料：国勢調査)

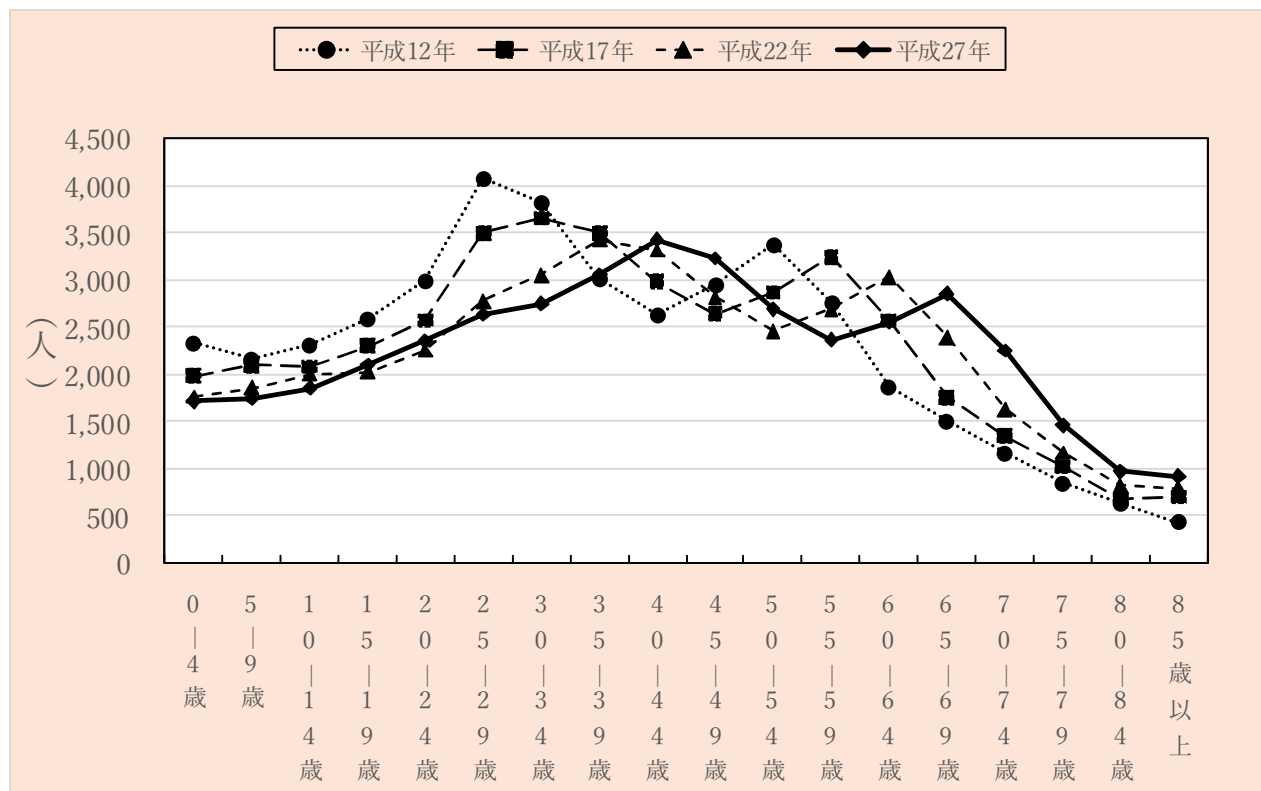


図 年齢構成(資料：国勢調査)

(3) 流入・流出人口

本町内に常住する就業者・通学者のうち他市区町村で従業・通学する者は11,936人であるのに対し、本町内で従業・通学する者のうち他市区町村に常住する者は12,515人であり、昼夜間人口比率は101.4となっています。

流出・流入先の市町村では、流出・流入ともに太田市が最も多く、流出で5,319人、流入で5,045人となっており、日常生活において、太田市との結びつきが強いことが伺えます。

(流出人口)		総数	
		(人)	(%)
本町内に常住する就業者・通学者		22,484	100.0%
本町内で従業・通学		10,230	45.5%
他市区町村で従業・通学		11,936	53.1%
群馬県内		9,166	40.8%
1位 太田市		5,319	23.7%
2位 館林市		1,093	4.9%
3位 邑楽町		715	3.2%
4位 千代田町		706	3.1%
5位 伊勢崎市		378	1.7%
他県		2,715	12.1%
1位 足利市		685	3.0%
2位 熊谷市		644	2.9%
3位 東京特別区		205	0.9%

(流入人口)		総数	
		(人)	(%)
本町内で従業・通学する者		23,118	100.0%
本町内に常住		10,230	44.3%
他市区町村に常住		12,515	54.1%
群馬県内		9,282	40.2%
1位 太田市		5,045	21.8%
2位 邑楽町		1,215	5.3%
3位 館林市		1,120	4.8%
4位 千代田町		639	2.8%
5位 伊勢崎市		437	1.9%
他県		3,233	14.0%
1位 足利市		1,078	4.7%
2位 熊谷市		886	3.8%
3位 深谷市		214	0.9%

※不詳があるため、総数と内容の計が一致しません。

表 15歳以上の就業者・通学者の流出・流入人口(資料：H27 国勢調査)

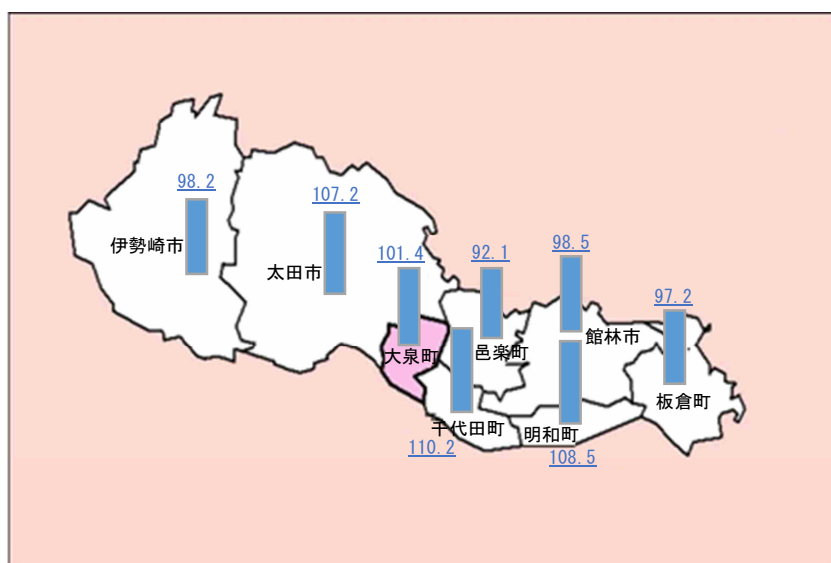
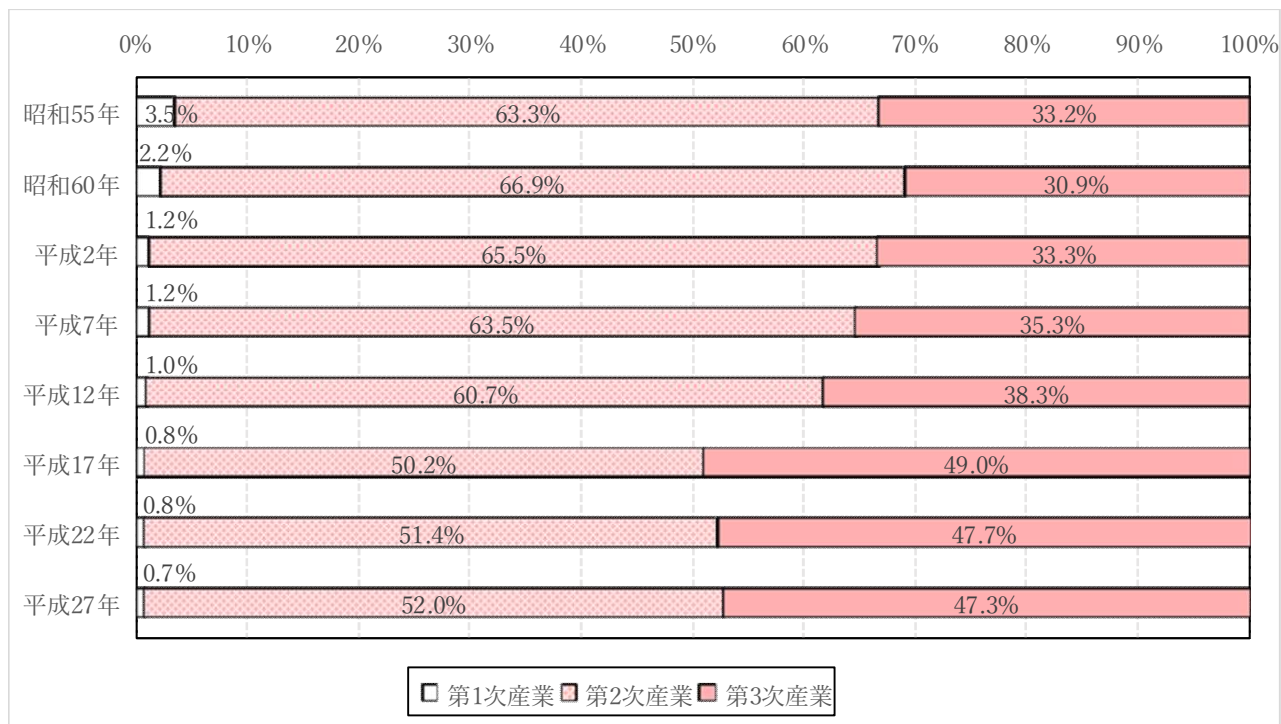


図 昼夜間人口比率 (資料：H27 国勢調査)

3 産業

（１）産業別就業人口

平成 27 年の本町の就業者の産業大分類別人口比率は、第 1 次産業（0.7%）、第 2 次産業（52.0%）、第 3 次産業（47.3%）となっています。群馬県平均と比較しますと、第 2 次産業への比率が突出して高く、本町の工業都市としての特性が示されています。



（平成 27 年）

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
群馬県	5.1%	31.8%	63.1%

図・表 産業構造の推移(資料：国勢調査)

(2) 農業

本町の農地は、町の東部等に一部見られる程度であり、昭和 55 年には 514ha あった経営耕地も、平成 27 年には 219ha と半分以下に減少しています。農地の内訳では、畑の減少が著しく、平成 27 年において、16ha となっています。

また、農業粗生産額も減少し、昭和 60 年 10 億 6 千 6 百万円であったものが、平成 27 年には 2 億円になり、1/5 以下に減少しています。

	経営耕地面積(ha)			一戸あたり 経営耕地面積 (ha/戸)	農業 粗生産額 (百万円)
	田	畑	樹園地		
昭和 55 年	514	353	107	0.60	—
昭和 60 年	454	316	103	0.62	1,066
平成 2 年	404	290	103	0.64	699
平成 7 年	356	266	83	0.68	587
平成 12 年	307	240	64	0.72	436
平成 17 年	223	193	28	0.61	300
平成 22 年	198	173	24	0.66	—
平成 27 年	219	201	16	0.89	200

表 農業の推移(資料：農林業センサス、生産農業所得推計、市町村別農業産出額推計)

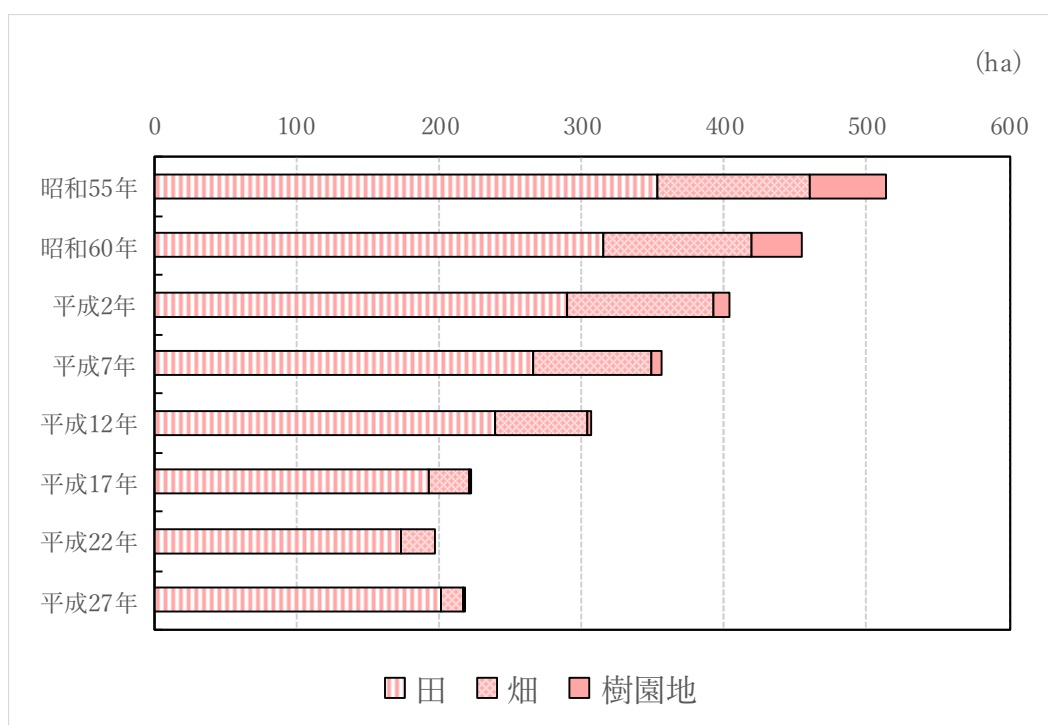


図 経営耕地面積の推移(資料：農林業センサス)

(3) 工業

本町の事業所数は、平成 11 年に 187 事業所あり、平成 30 年に 88 事業所まで減少しましたが、群馬県に占める本町の事業所数は、概ね 2% で推移しています。

また、平成 11 年の本町の従業者数は 19,280 人、製造品出荷額等は 879,861 百万円でしたが、減少傾向が続くとともに、東日本大震災により、製造品出荷額等は、平成 23 年に 486,938 百万円、従業者数は、平成 24 年に 9,333 人まで減少しました。その後、徐々に回復していき、平成 30 年には、従業者数 11,176 人、製造品出荷額等 798,328 百万円となっています。近年、群馬県に占める本町の比率は、従業者数概ね 5%、製造品出荷額等概ね 8% で推移しています。

	事業所数(事業所)		従業者数(人)		製造品出荷額等(百万円)	
		県に占める割合(%)		県に占める割合(%)		県に占める割合(%)
平成 11 年	187	2.3%	19,280	8.1%	879,861	10.9%
平成 12 年	186	2.3%	19,406	8.2%	848,513	10.6%
平成 13 年	176	2.3%	18,831	8.2%	813,407	10.5%
平成 14 年	161	2.3%	18,875	8.7%	810,612	11.2%
平成 15 年	170	2.3%	18,062	8.4%	810,840	11.1%
平成 16 年	156	2.3%	16,937	7.9%	812,231	10.7%
平成 17 年	161	2.3%	16,456	7.8%	761,895	9.8%
平成 18 年	147	2.3%	15,898	7.5%	640,174	8.2%
平成 19 年	144	2.3%	15,962	7.4%	652,994	8.0%
平成 20 年	148	2.3%	15,336	7.2%	634,670	7.6%
平成 21 年	127	2.2%	12,984	6.8%	535,745	8.0%
平成 22 年	120	2.2%	12,433	6.4%	588,612	7.8%
平成 23 年	128	2.2%	11,022	5.6%	486,938	6.6%
平成 24 年	118	2.2%	9,333	4.8%	493,461	6.6%
平成 25 年	113	2.2%	9,767	5.0%	585,180	7.6%
平成 26 年	101	2.0%	10,262	5.1%	569,335	6.8%
平成 27 年	112	2.0%	10,830	5.3%	645,345	7.1%
平成 28 年	96	2.0%	9,734	4.7%	703,906	8.1%
平成 29 年	93	2.0%	10,391	4.9%	742,277	8.2%
平成 30 年	88	1.9%	11,176	5.3%	798,328	8.8%

表 群馬県に占める比率の推移(工業)(資料：工業統計調査、経済センサス活動調査)

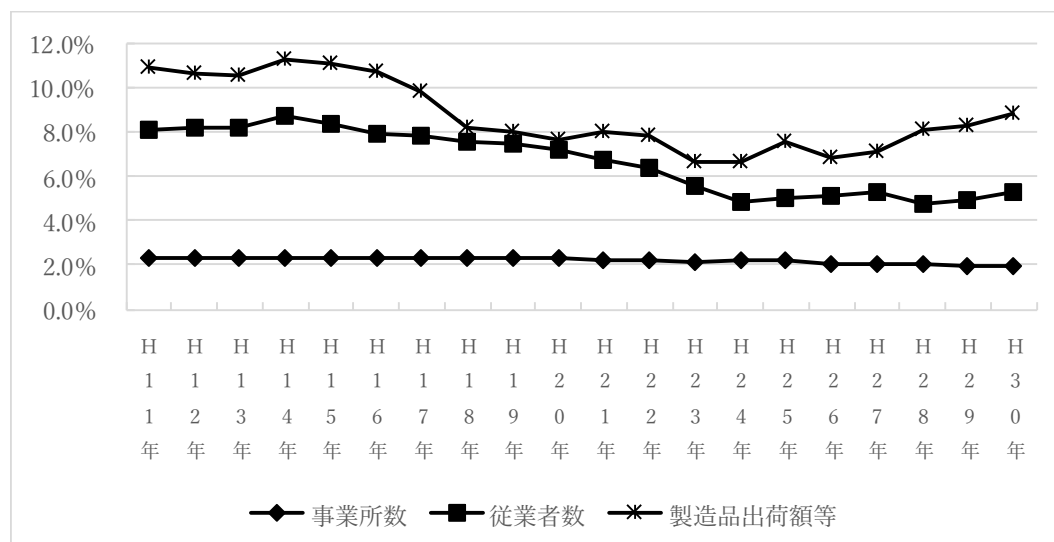


図 群馬県に占める比率の推移(工業)(資料：工業統計調査、経済センサス活動調査)

(4) 商業

本町の商業は、国際的な金融危機後の回復と外国人が経営する飲食店や小売店が増加したことにより、平成24年以降の商店数・事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに増加傾向であり、平成28年には、商店数・事業所数312事業所、従業者数2,421人、年間商品販売額62,692百万円となっています。近年、群馬県に占める本町の商店数・事業所数、従業者数の比率は概ね1.7%、年間商品販売額の比率は概ね0.9%で推移しており、群馬県の人口比2.1%※を下回っています。

※群馬県人口推計（平成28年10月1日）1,967,000人、平成28年9月末大泉町人口41,580人

	商店数・事業所数(店・事業所)		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)	
		県に占める割合(%)		県に占める割合(%)		県に占める割合(%)
平成9年	555	1.93%	3,260	1.96%	92,985	1.45%
平成11年	535	1.81%	3,305	1.81%	84,828	1.35%
平成14年	499	1.79%	3,797	2.10%	80,088	1.49%
平成16年	493	1.83%	3,506	2.02%	80,376	1.33%
平成19年	436	1.76%	3,001	1.77%	77,809	1.14%
平成24年	289	1.60%	2,051	1.57%	56,059	0.92%
平成26年	295	1.68%	2,134	1.65%	56,397	0.92%
平成28年	312	1.68%	2,421	1.71%	62,692	0.89%

表 群馬県に占める比率の推移(商業)(資料：商業統計調査、経済センサスー活動調査)

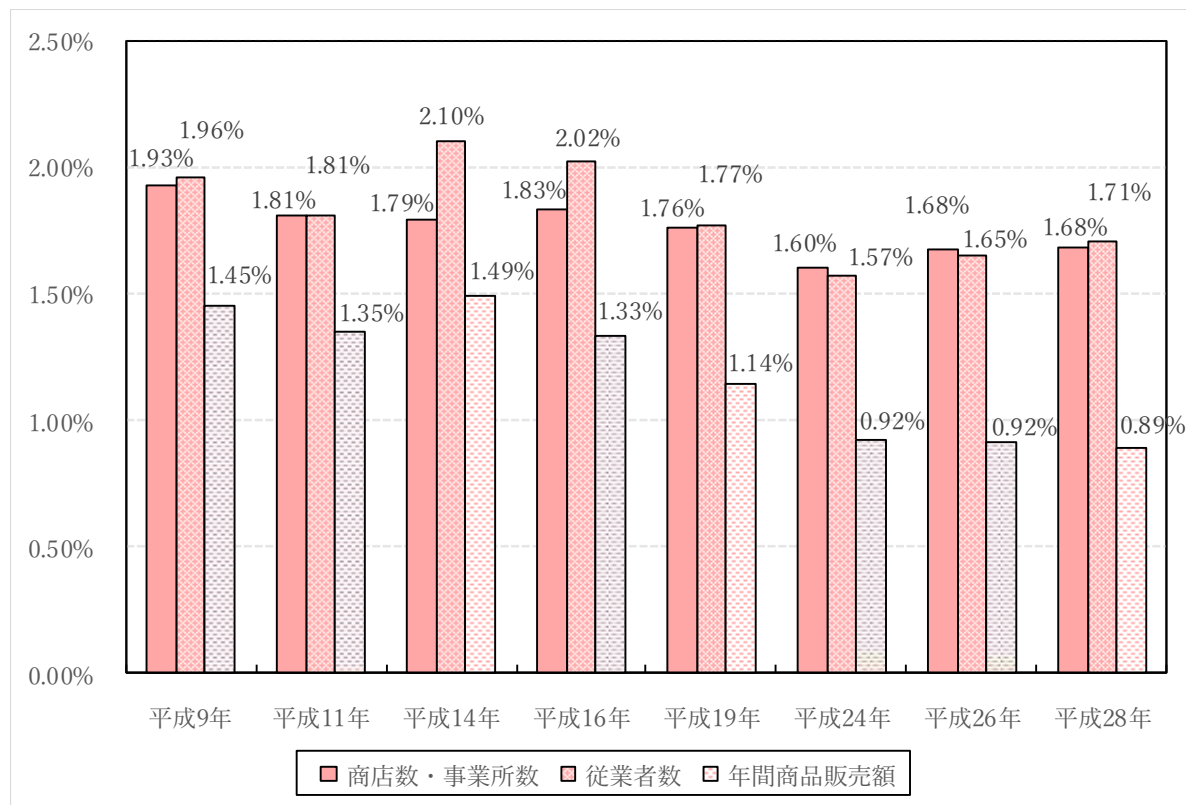


図 群馬県に占める比率の推移(商業)(資料：商業統計調査、経済センサスー活動調査)

4 土地利用

本町の土地利用は、自然的土地利用比率 28.7%、都市的土地利用比率 71.3%となっており、都市的土地利用比率が非常に高くなっています。

市街化区域においては、自然的土地利用比率 11.0%、都市的土地利用比率 89.0%であり、都市的土地利用のうち、住宅用地 32.7%、商業用地 5.3%、工業用地 19.8%となっています。市街化調整区域においては、自然的土地利用比率 78.1%、都市的土地利用比率 21.9%となっています。

	都市計画区域					
			市街化区域		市街化調整区域	
	面積(ha)	(%)	面積(ha)	(%)	面積(ha)	(%)
合計	1,803.0	100.0%	1,327.0	100.0%	476.0	100.0%
自然的土地利用	518.1	28.7%	146.2	11.0%	371.9	78.1%
農地	311.0	17.2%	121.6	9.2%	189.4	39.8%
田	173.5	9.6%	19.4	1.5%	154.1	32.4%
畑	137.5	7.6%	102.2	7.7%	35.3	7.4%
自然地	207.1	11.5%	24.6	1.9%	182.5	38.3%
山林	6.9	0.4%	3.4	0.3%	3.5	0.7%
水面	97.4	5.4%	7.9	0.6%	89.5	18.8%
その他自然地	102.8	5.7%	13.3	1.0%	89.5	18.8%
都市的土地利用	1,284.9	71.3%	1,180.8	89.0%	104.1	21.9%
住・商・工用地	788.1	43.7%	767.3	57.8%	20.8	4.4%
住宅用地	449.8	24.9%	433.3	32.7%	16.5	3.5%
商業用地	71.7	4.0%	70.8	5.3%	0.9	0.2%
工業用地	266.6	14.8%	263.2	19.8%	3.4	0.7%
公益施設用地	74.6	4.1%	65.4	4.9%	9.2	1.9%
道路・鉄道等	264.5	14.7%	233.2	17.6%	31.3	6.6%
道路用地	249.9	13.9%	220.9	16.6%	29.0	6.1%
交通施設用地	14.6	0.8%	12.3	0.9%	2.3	0.5%
その他の都市的用地	157.7	8.7%	114.9	8.7%	42.8	9.0%
公共空地	66.2	3.7%	42.1	3.2%	24.1	5.1%
その他の空地	91.5	5.1%	72.8	5.5%	18.7	3.9%

表 土地利用分類別面積（資料：H28 都市計画基礎調査）

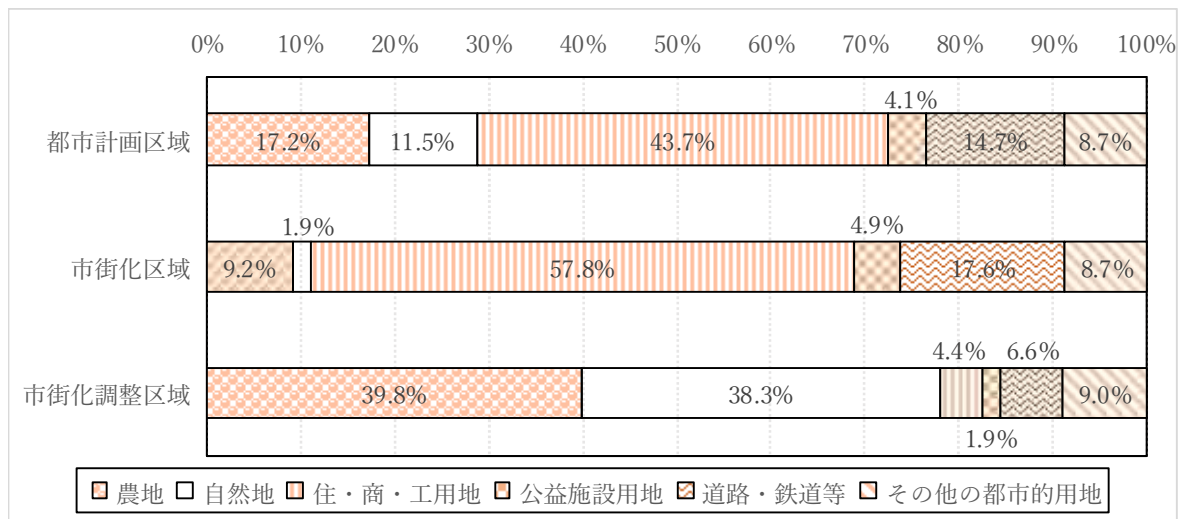


図 土地利用分類別面積（資料：H28 都市計画基礎調査）

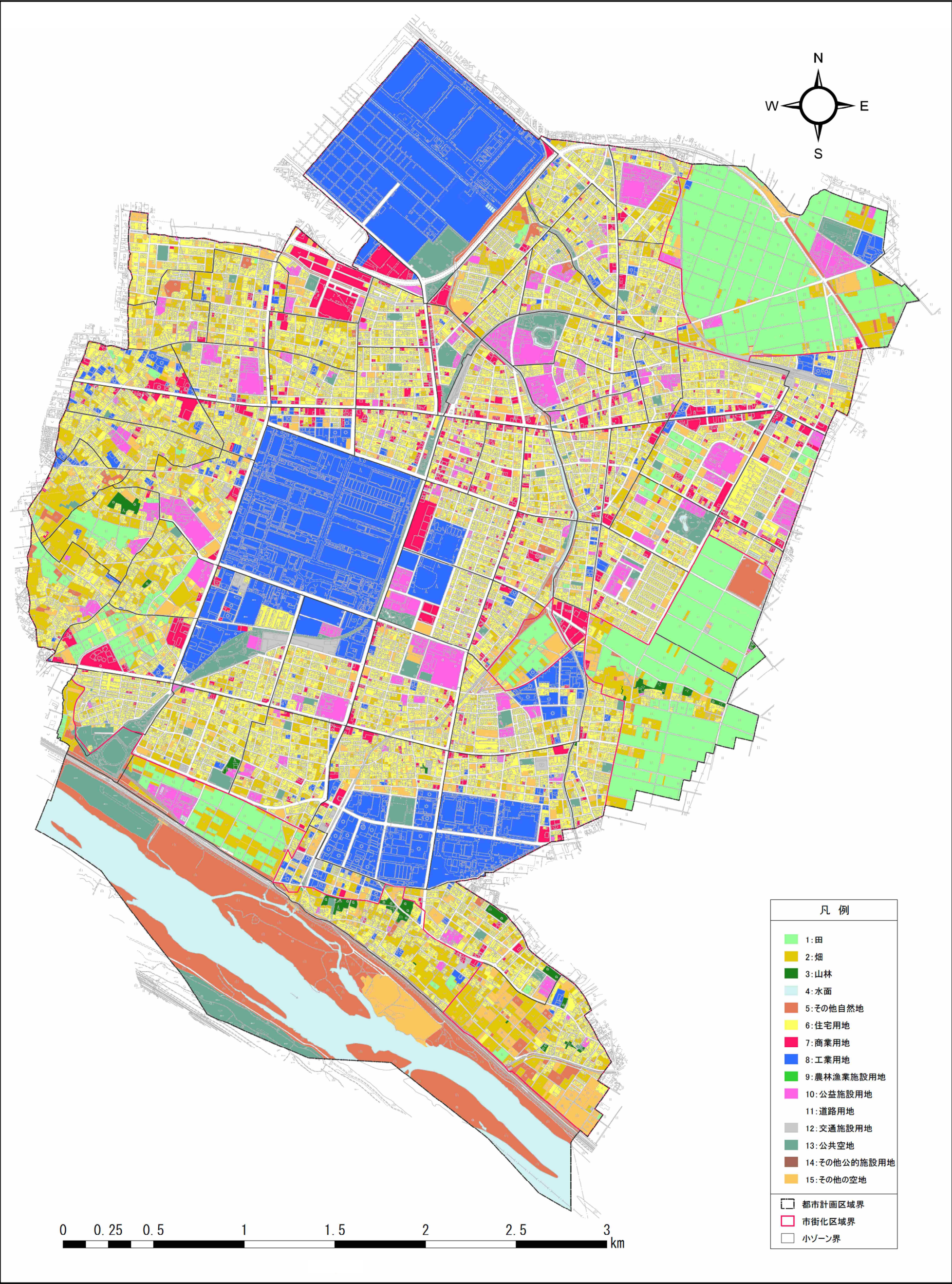


図 土地利用現況図(資料:H28 都市計画基礎調査)

5 都市計画の状況

(1) 区域区分及び用途地域

本町は、太田市と本町で構成される太田都市計画区域に属しています。太田都市計画区域においては、昭和46年に区域区分(線引き)が行われた後、昭和48年には用途地域が決定され、秩序ある土地利用の誘導が図られています。

本町においては、行政区域全域が都市計画区域であり、都市計画区域の73.6%の1,327haが市街化区域、26.4%の476haが市街化調整区域となっています。

市街化区域内では、用途地域が指定されており、市街化区域に占める用途地域比率は、住居系61.3%、商業系8.4%、工業系30.2%となっています。

	面積 (ha)	都市計画区域 に占める比率 (%)	市街化区域に 占める比率 (%)
都市計画区域	1,803	100.0%	—
市街化区域	1,327	73.6%	100.0%
住居系用途地域	814	45.1%	61.3%
第一種低層住居専用地域	43	2.4%	3.2%
第二種低層住居専用地域	0	0%	0%
第一種中高層住居専用地域	264	14.6%	19.9%
第二種中高層住居専用地域	218	12.1%	16.4%
第一種住居地域	208	11.5%	15.7%
第二種住居地域	28	1.6%	2.1%
準住居地域	53	2.9%	4.0%
田園住居地域	0	0%	0%
商業系用途地域	112	6.2%	8.4%
近隣商業地域	62	3.4%	4.7%
商業地域	50	2.8%	3.8%
工業系用途地域	401	22.2%	30.2%
準工業地域	114	6.3%	8.6%
工業地域	43	2.4%	3.2%
工業専用地域	244	13.5%	18.4%
市街化調整区域	476	26.4%	—

表 区域区分及び用途地域面積(資料：R2 都市整備課資料)

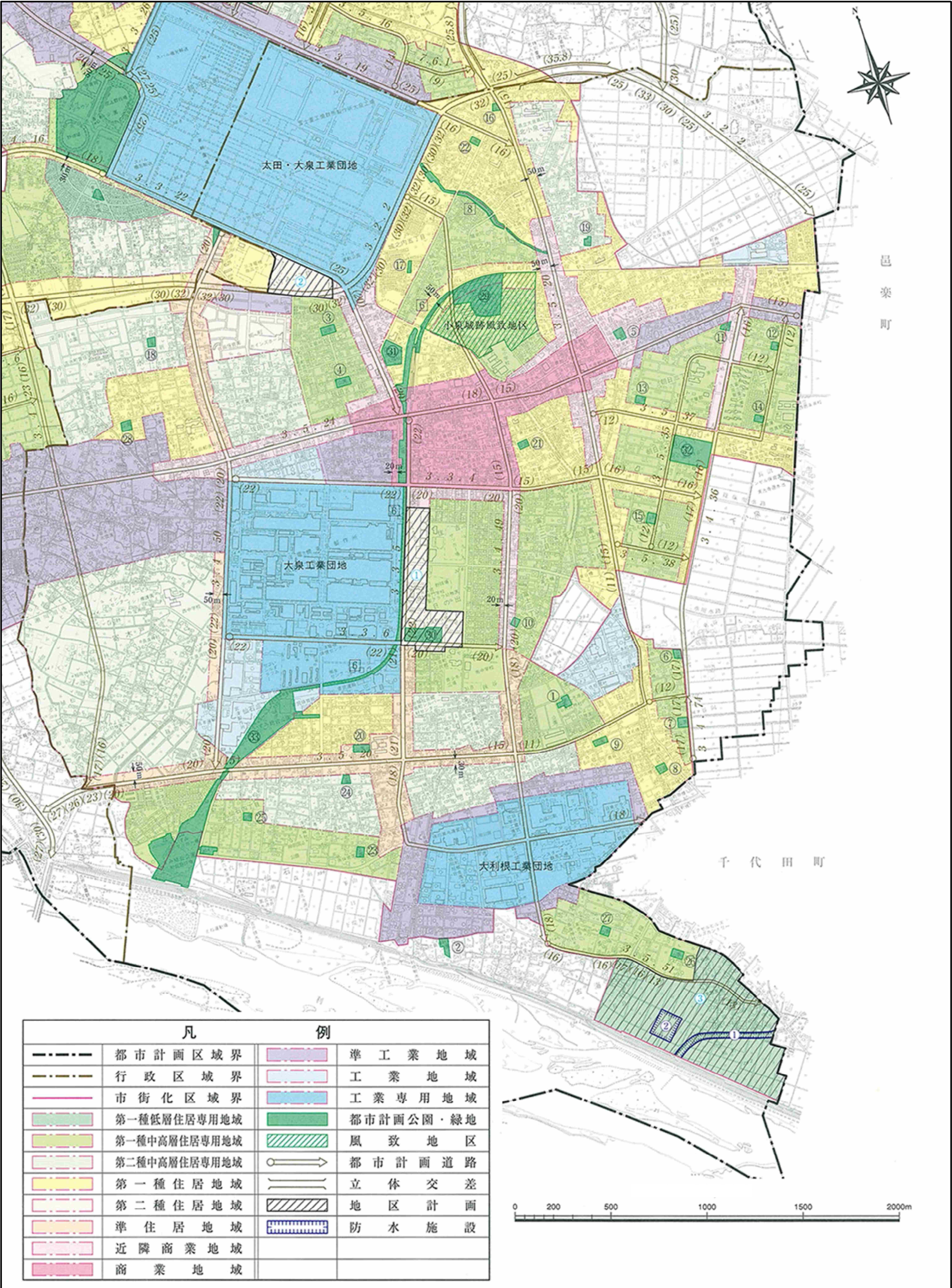


図 都市計画図 (資料:H27 都市計画図)

(2) 地区計画

本町では、第一種住居地域から第二種住居地域への用途地域変更に伴い、遊戯施設・娯楽施設等の立地を制限し、安全で快適な街の形成を図ることを目的とした地区計画が、平成 19 年に「日の出・住吉地区」、平成 22 年に「いずみ地区」で指定されています。

また、古海第二土地区画整理事業の中止に伴い、安全で快適な住宅地が形成されることを目指した地区計画が、平成 27 年に「古海第二地区」で指定されています。

地区計画区域内では、「大泉町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」に基づき、建築物等の制限がされています。

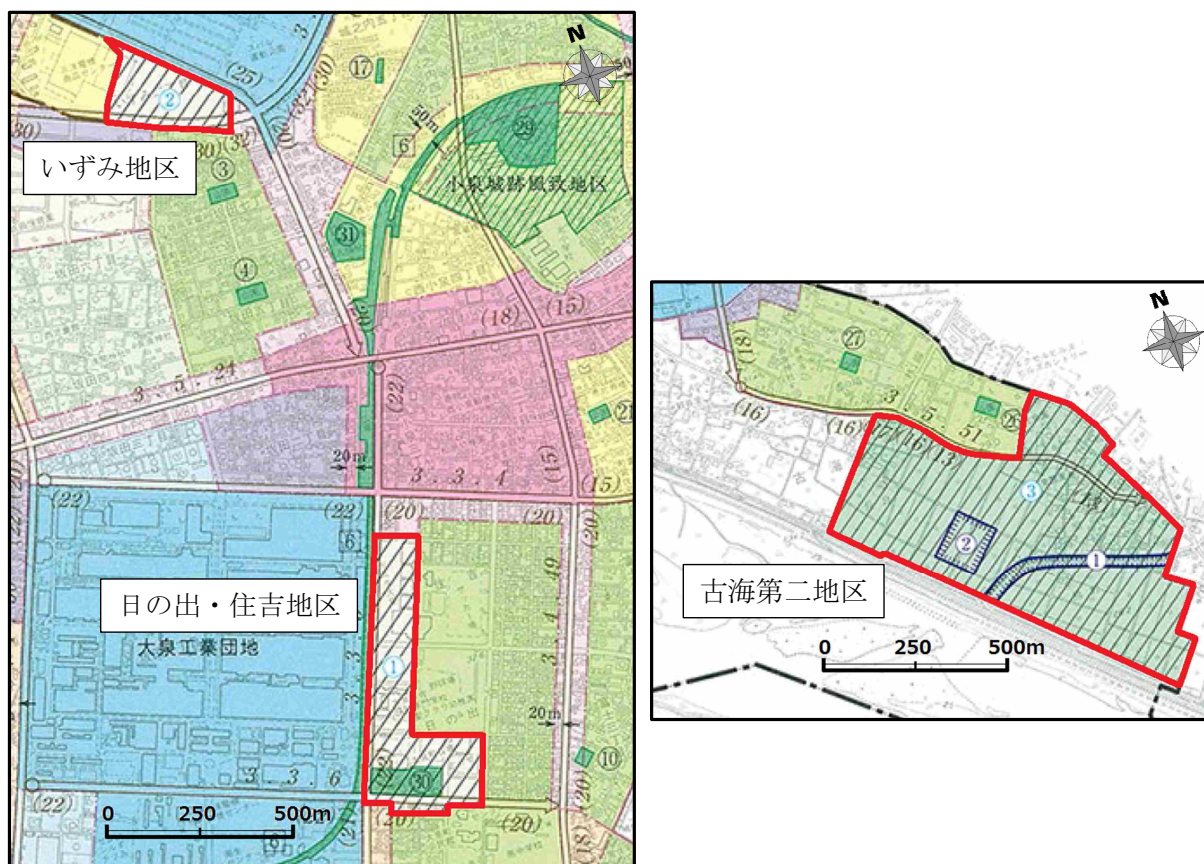


図 地区計画(資料：H27 都市計画図)

名称	面積 (ha)	決定年月日
日の出・住吉地区	約 13	H19. 12. 25
いずみ地区	約 5. 3	H22. 6. 11
古海第二地区	約 42. 7	H27. 6. 15

表 地区計画(資料：都市整備課資料)

(3) 風致地区

小泉城跡地区においては、貴重な歴史・自然資源の保全を図るため、風致地区が指定されています。本地区内では、「群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、建築物等の制限がされています。

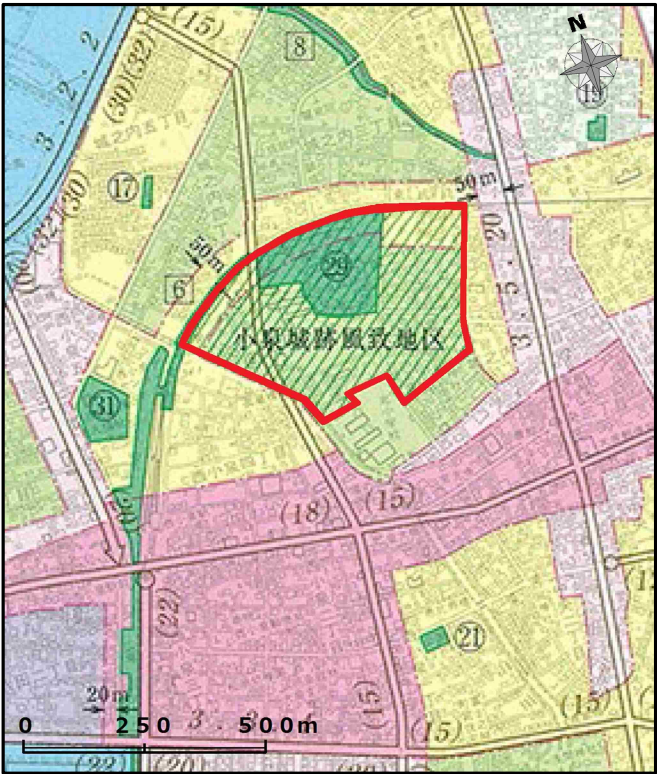


図 小泉城跡風致地区
(資料：H27 都市計画図)

名称	面積 (ha)	決定年月日	建ぺい率	容積率
小泉城跡風致地区	18.09	S15. 3. 13	40%	200%

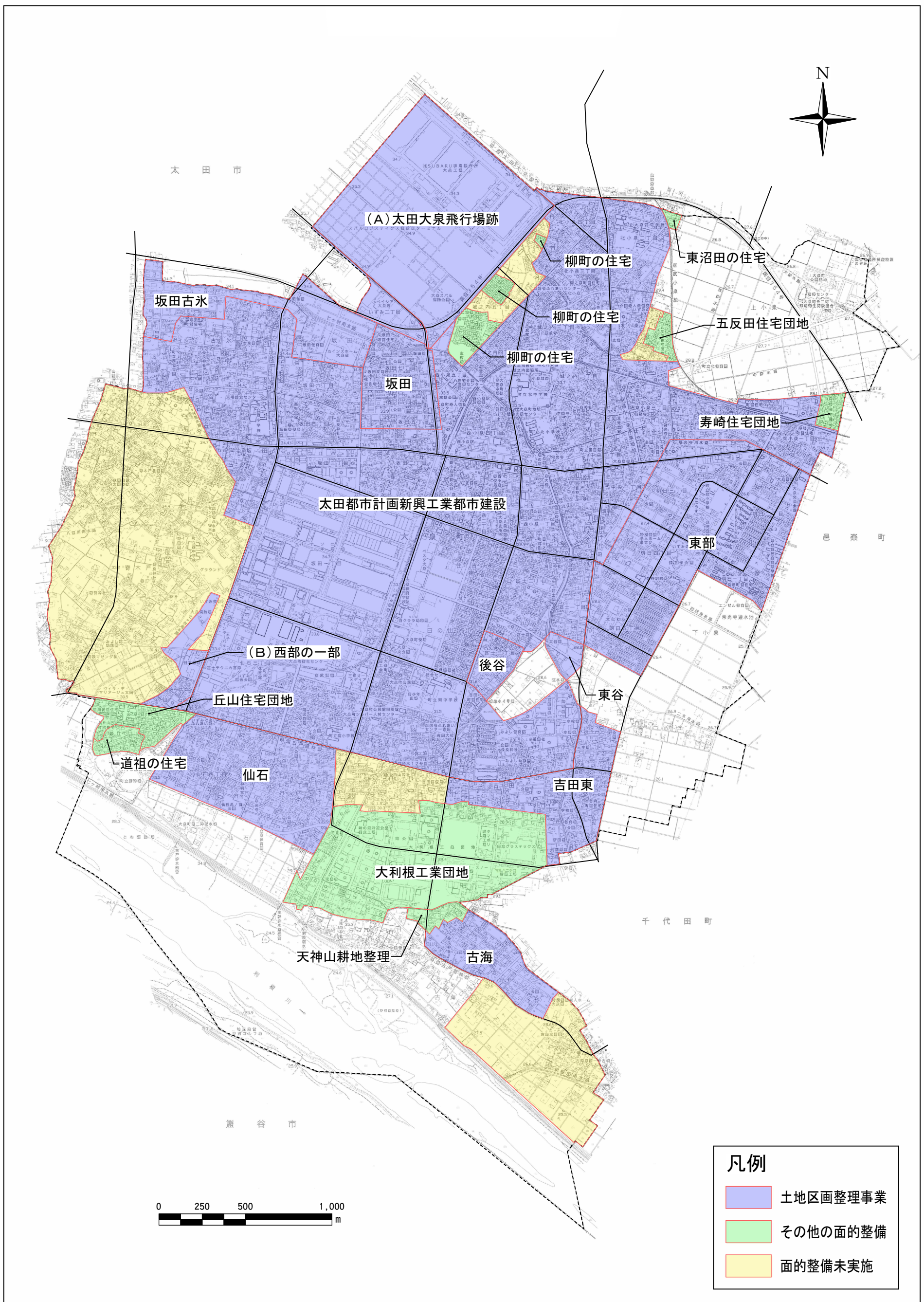
表 風致地区(資料：都市整備課資料)

(4) 面的整備の状況

本町の市街化区域の5割以上は、昭和16年に事業認可された「太田都市計画新興工業都市建設土地区画整理事業」によって面的に整備されています。その後、昭和45年の「大利根工業団地」の工業団地造成事業、「東部土地区画整理事業」や「坂田古氷土地区画整理事業」等の土地区画整理事業が実施されており、市街化区域の面的整備率は、83.2%と高い整備率となります。

事業名	面積 (ha)	事業 主体	事業認可	施行年度	備考
太田都市計画新興工業都市 建設土地区画整理事業	735.0	町	S16.3.10	S16~25	
(A)太田大泉飛行場跡土地区画整理事	96.2				一度整理済だが 再度整理計画地区
(B)西部土地区画整理事業の一部	9.8				
坂田土地区画整理事業	22.3	組合	S48.5.4	S48~52	
吉田東土地区画整理事業	31.3	組合	S49.3.12	S49~55	
後谷土地区画整理事業	6.0	組合	S49.9.24	S49~59	
東部土地区画整理事業	96.8	町	S51.3.6	S50~60	民間宅地開発0.6ha 含む
仙石土地区画整理事業	52.3	組合	S60.9.27	S60~H7	
古海土地区画整理事業	20.1	組合	S62.1.30	S61~H7	
東谷土地区画整理事業	3.1	組合	H12.4.28	H12~H13	
坂田古氷土地区画整理事業	30.9	組合	H12.8.4	H12~H27	
大利根工業団地	75.0	県		S45	
丘山住宅団地	8.1	町		S42	
五反田住宅団地	3.1	町		S46	
寿崎住宅団地	2.7	町		S47	
柳町の住宅	10.1	民間			
東沼田の住宅	0.8	民間			
道祖の住宅	3.8	民間			
天神山耕地整理	3.0	組合		S47	
合計	1,104.4				合計は(A)(B)を除く 市街化区域面積 1,327ha

表 面的整備の状況(資料：都市整備課資料 R2.3.31)

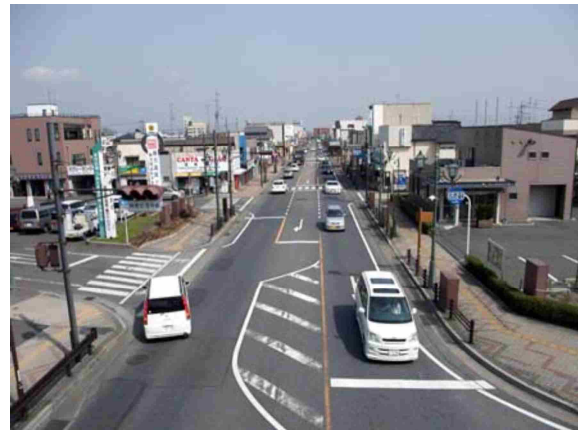


(5) 都市計画道路の状況

本町では、都市計画道路が 18 路線総延長約 38,960m で計画決定されており、令和 2 年 3 月 31 日時点の整備済延長は 35,600m で、整備率は 91.4%となっています。

連番	路線番号	路線名	基本 幅員 (m)	延長 (m)	うち大泉町分 (m)			整備済 延長 (m)	整備率 (%)
					国道	県道	町道		
1	3・2・2	東毛幹線	30	15,700	3,390	3,390		3,390	100.0%
2	3・3・4	坂田下小泉線	22	2,470	2,470		2,470	2,470	100.0%
3	3・3・5	下小泉吉田線	22	3,480	3,480		1,100	2,380	100.0%
4	3・3・6	寄木戸吉田線	22	1,450	1,450		1,450	1,450	100.0%
5	3・3・9	只上上小泉線	23.5	8,290	20	20		20	100.0%
6	3・3・19	内ヶ島上小泉	25	2,630	580		580	580	100.0%
7	3・3・22	東別所坂田線	25	2,700	1,620		1,620	1,620	100.0%
8	3・4・23	小舞木寄木戸線	16	4,850	1,730		1,730	0	0.0%
9	3・4・36	吉田小泉線	17	2,210	2,210		2,210	1,630	73.8%
10	3・4・49	上小泉古海線	18	4,000	4,000		500	3,500	100.0%
11	3・4・50	東別所仙石線	20	2,880	2,650		2,650	2,650	100.0%
12	3・4・74	谷向線	17	340	340		340	0	0.0%
13	3・5・20	矢場古戸線	15	10,170	6,250		4,900	1,350	100.0%
14	3・5・24	大泉尾島線	15	14,630	4,220		4,220	4,220	100.0%
15	3・5・35	明ヶ島線	12	1,430	1,430		1,430	1,430	100.0%
16	3・5・37	横町東小泉線	12	1,560	1,560		900	660	100.0%
17	3・5・38	馬打線	12	390	390		390	390	100.0%
18	3・5・51	松塚原前線	13	1,170	1,170		460	710	39.3%
	合計			80,350	38,960	3,410	12,660	22,890	91.4%

表 都市計画道路の状況(資料：都市整備課資料 R2.3.31)



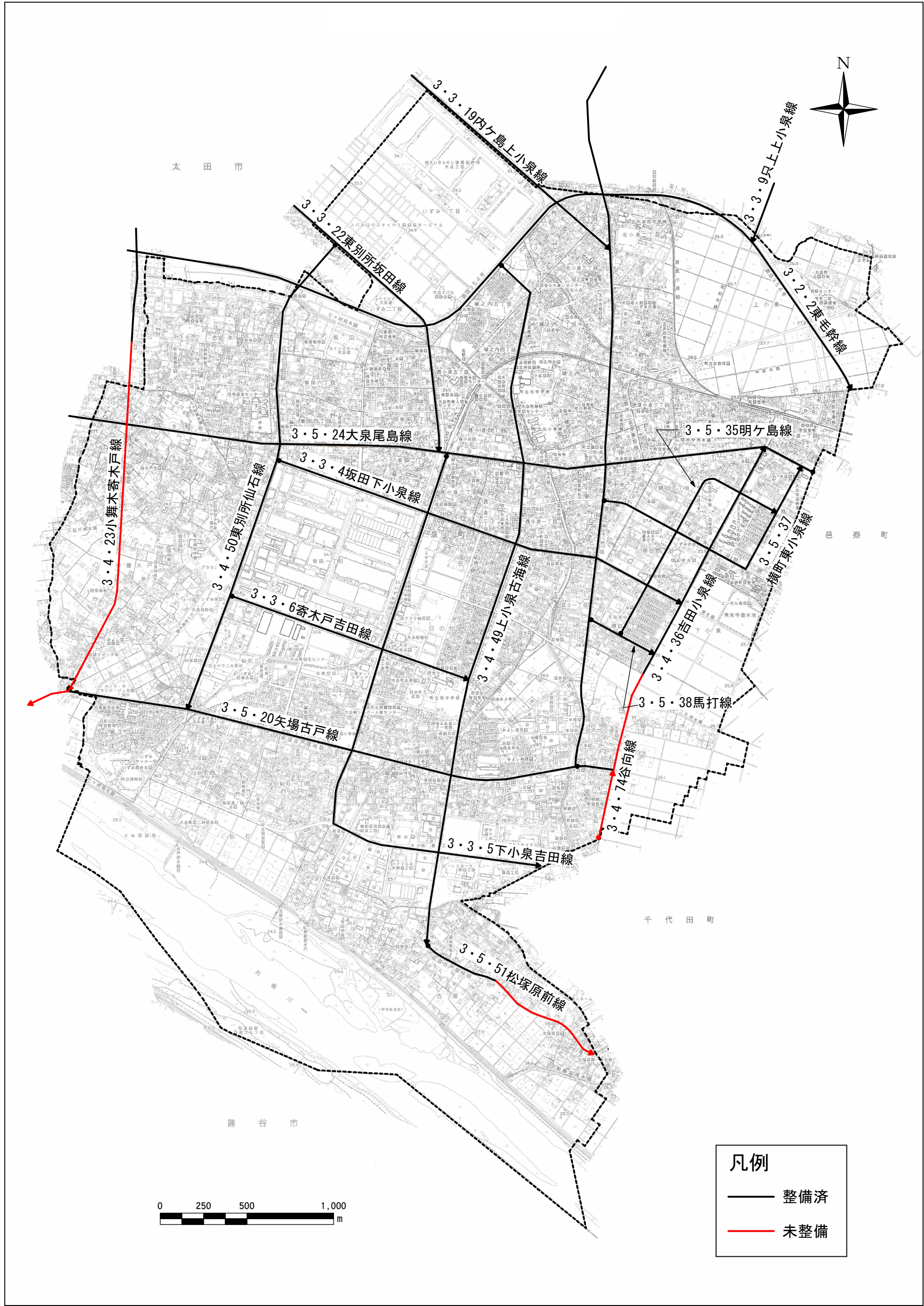


図 都市計画道路の状況(資料: 都市整備課資料 R2.3.31)

(6) 都市計画公園等の状況

本町の都市計画公園は、街区公園 28 箇所、近隣公園 4 箇所、総合公園 1 箇所であり、都市計画緑地 2 箇所を含めた計画面積 32.68ha、開設率 100.0%となっています。

連番	種別等	公園番号・ 緑地番号	公園名	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)
1	街区	2・2・301	吉田公園	0.22	0.22
2	街区	2・2・302	児島公園	0.15	0.15
3	街区	2・2・303	坂田第一公園	0.33	0.33
4	街区	2・2・304	坂田第二公園	0.33	0.33
5	街区	2・2・305	浜野公園	0.26	0.26
6	街区	2・2・306	吉田第一公園	0.20	0.20
7	街区	2・2・307	吉田第二公園	0.27	0.27
8	街区	2・2・308	吉田第三公園	0.22	0.22
9	街区	2・2・309	吉田第四公園	0.25	0.25
10	街区	2・2・310	後谷公園	0.18	0.18
11	街区	2・2・311	天神下公園	0.17	0.17
12	街区	2・2・312	明ヶ島公園	0.17	0.17
13	街区	2・2・313	天神南公園	0.19	0.19
14	街区	2・2・314	明ヶ島南公園	0.17	0.17
15	街区	2・2・315	馬打公園	0.20	0.20
16	街区	2・2・316	高原公園	0.14	0.14
17	街区	2・2・317	柳町公園	0.12	0.12
18	街区	2・2・318	古氷公園	0.17	0.17
19	街区	2・2・319	大泉五反田公園	0.16	0.16
20	街区	2・2・320	仙石公園	0.27	0.27
21	街区	2・2・321	東志部公園	0.17	0.17
22	街区	2・2・322	西原公園	0.17	0.17
23	街区	2・2・323	仙石第一公園	0.20	0.20
24	街区	2・2・324	仙石第二公園	0.20	0.20
25	街区	2・2・325	仙石第三公園	0.20	0.20
26	街区	2・2・326	古海第一公園	0.31	0.31
27	街区	2・2・327	古海第二公園	0.30	0.30
28	街区	2・2・328	古氷南公園	0.26	0.26
29	近隣	3・3・301	城之内公園	3.70	3.70
30	近隣	3・3・302	大泉中央公園	1.20	1.20
31	近隣	3・3・303	志部公園	1.00	1.00
32	近隣	3・3・304	御正作公園	2.00	2.00
33	総合	5・5・301	いずみ総合公園	13.10	13.10
34	緑地	6	いずみ緑道	4.50	4.50
35	緑地	8	分水堀緑道	1.20	1.20
			合計 (開設率)	32.68	32.68 100.0%

表 都市計画公園等の状況(資料：都市整備課資料 R2.3.31)

I 計画の概要と位置づけ

II 町の現況

III 町の課題

IV 第二次都市づくり構想

V 実現化の方策

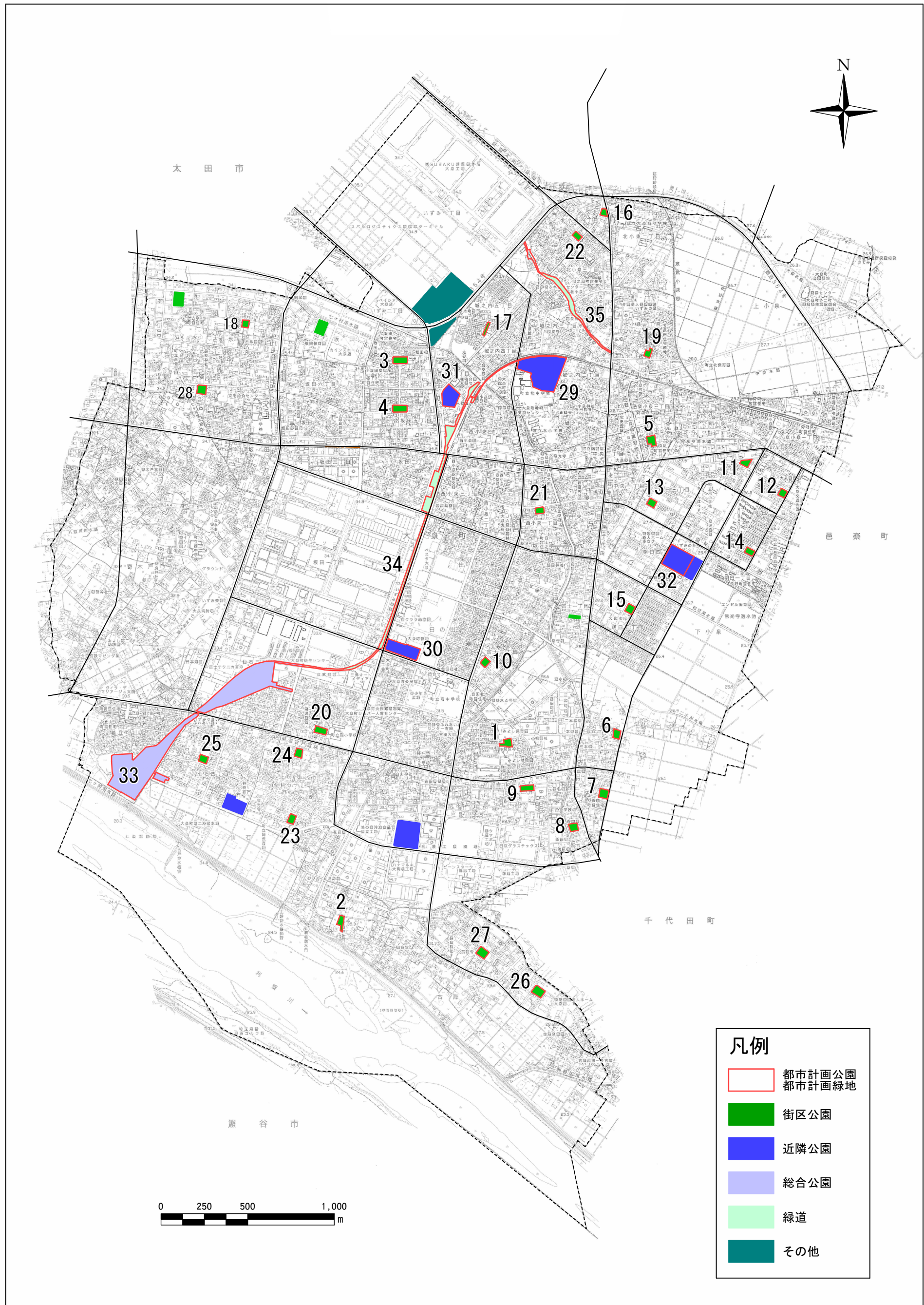


図 都市計画公園等の状況(資料: 都市整備課資料 R2. 3. 31)

(7) 下水道の状況

本町の下水道は、東毛流域関連大泉町公共下水道として整備が進められ、全体計画面積 1,241ha に対し、事業認可面積は 343ha となっています。令和 2 年 5 月 1 日時点の供用開始区域面積は、273.2ha で、全体計画に対する供用率は、22.0%となっています。

	面積 (ha)	備考
全体計画面積	1,241	
事業認可面積	343	
供用開始区域面積	273.2	供用率 22.0%

表 下水道の状況(資料：環境整備課資料 R2.5.1)



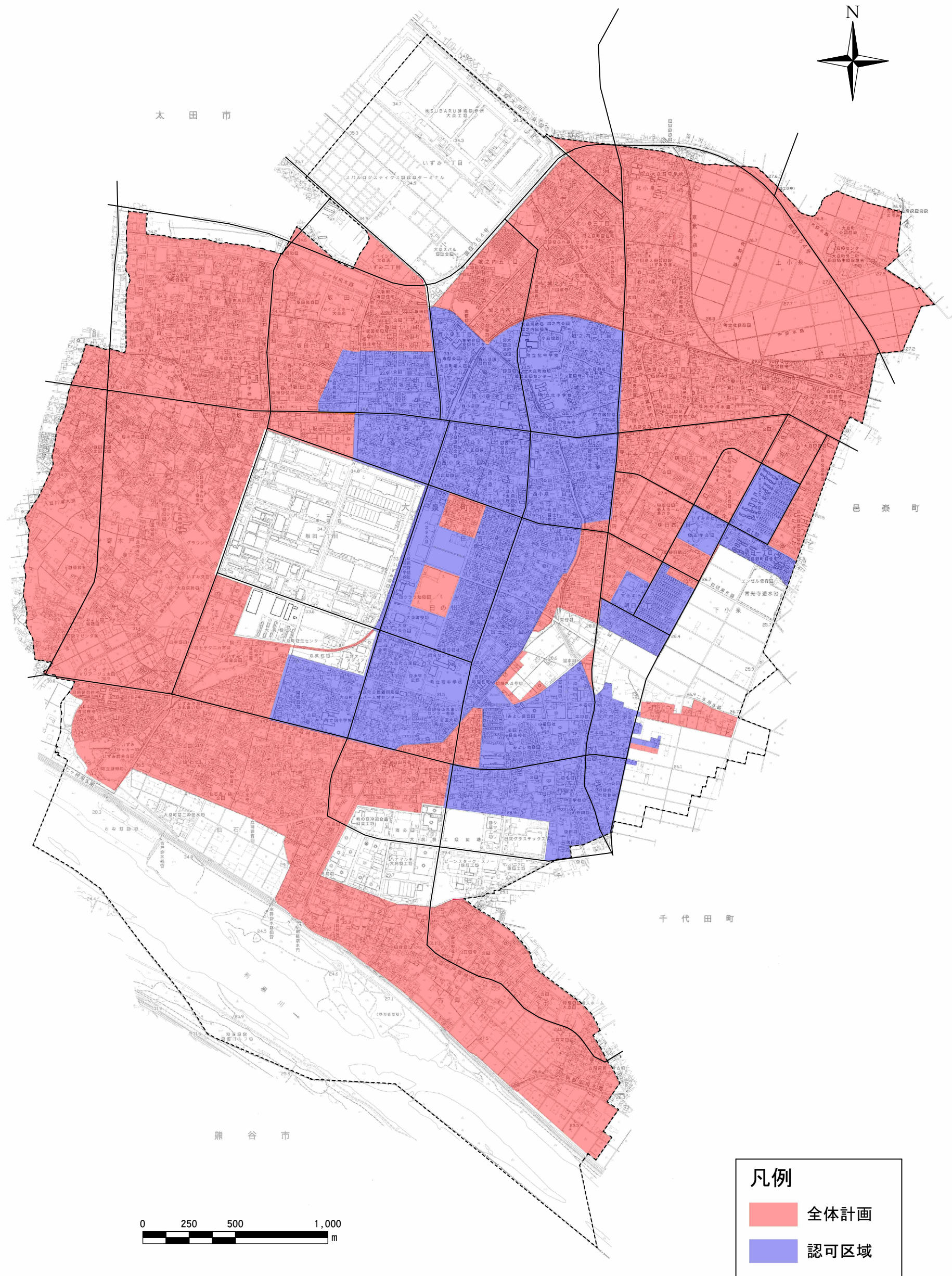


図 下水道の状況(資料: 環境整備課資料 R2.5.1)

6 町の現況のまとめ

概況

- ・国道 354 号と国道 122 号を利用して北関東自動車道の太田桐生 IC へ、国道 354 号を利用して東北自動車道の館林 IC へアクセスすることができます。
- ・ぐんま・県土整備プラン 2020 において、「邑楽館林地域」に位置づけられています。
- ・町域面積は狭く、高低差の少ない比較的平坦な地形です。
- ・平成 29 年に町制 60 周年を迎えました。

人口 ・ 世帯数

- ・平成 27 年において、人口 41,202 人、世帯数 18,070 世帯となっています。
- ・令和 2 年 3 月末時点の外国人住民は 7,964 人であり、総人口に占める外国人比率は 19.0%となっています。
- ・世帯あたり人員が少なく、単身者が多くなっています。
- ・平成 27 年の高齢化率は 20.7%、15 歳未満人口の割合は 13.0%であり、徐々に少子高齢化が進行しています。
- ・昼夜間人口比率は、101.4 であり、流出・流入ともに太田市が最も多い状況になっています。

産業

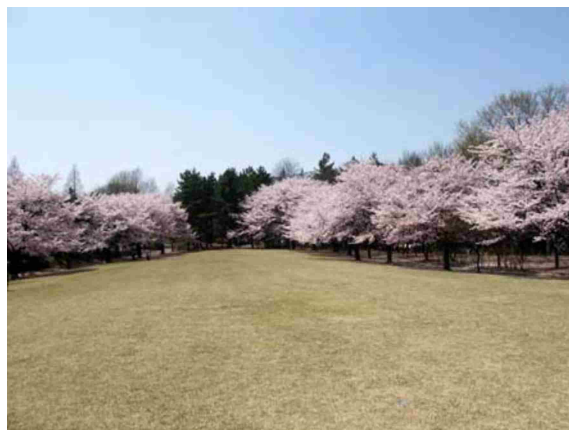
- ・平成 27 年の第 2 次産業の就業人口比率は 5 割を超えており、群馬県の比率と比較して突出して高い割合となっています。
- ・農業は、昭和 60 年に比較し、経営耕地面積は半減、農業粗生産額は 1/5 以上減少しています。
- ・工業は、大規模工場が多く、事業所、従業者数に比較し、製造品出荷額等が高い状況となっています。
- ・商業は、平成 24 年以降、活性化の傾向がありますが、群馬県の人口比と比較して、商店数・事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに低い状況となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの見えない経済状況となっています。

土地利用

- ・都市的土地利用比率が非常に高く、まとまった自然的土地利用地は、利根川河川敷のほか、町の東部等で農地がみられる程度です。
- ・市街化区域の土地利用は、住宅用地 32.7%、商業用地 5.3%、工業用地 19.8%となっています。
- ・市街化調整区域では、農地、自然地等の自然的土地利用が 78.1%となっています。

都市計画の状況

- ・ 太田都市計画区域に属し、昭和 46 年に区域区分(線引き)が実施されています。
- ・ 市街化区域に占める住居系・商業系・工業系用途地域の割合は、およそ 6 : 1 : 3 です。
- ・ 地区計画 3 地区、風致地区 1 地区が指定されており、地区内での建築物等の制限がなされています。
- ・ 市街化区域の 8 割以上は、面的に開発・整備されていますが、その整備年代は、比較的古くなっています。
- ・ 都市計画道路は、18 路線、約 39km で計画決定されており、整備率は、9 割以上となっています。
- ・ 都市計画公園は 33 公園、都市計画緑地は 2 緑地あり、すべて開設しています。
- ・ 下水道は、流域関連公共下水道事業によって整備されており、全体計画面積に対する供用率は 22.0%です。



1 社会環境から見た問題点・課題

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

わが国では、平成 20 年を境に人口が減少しており、また、少子高齢化も顕著に現れています。

本町では、平成 27 年の国勢調査で人口が増加に転じましたが、大泉町人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）において、今後、人口の減少が予想されており、人口ピラミッドの山も着実に高年齢層へシフトしています。

このような状況を踏まえ、本町においては、人口減少・少子高齢化に対応して、持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるとともに、高齢者をはじめとする町民の移動手段を確保し、公共交通の更なる利便性向上を図ることが必要となっています。

このため、今後のまちづくりでは、コンパクトなまちづくりと公共交通が連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取り組みが重要な課題となっています。

(2) 多様な価値観が共生する社会の形成

人々の豊かさは、「物質的豊かさ」や「心の豊かさ」から多様な生き方を選択できる「選べる豊かさ」も重視されるようになりました。それに伴い、家族形態、働き方、暮らし方などのライフスタイルが多様化するとともに、「ワークライフバランス」、「一億総活躍社会の実現」、「ダイバーシティ」などへの社会的関心が高まっています。

本町では、多様な生き方を選択できる「多選択社会」に向けて、国籍、性別、年齢などに関わらず、多様な価値観が共生できるまちづくりを推進することが重要な課題となっています。

(3) 厳しさを増す経済状況

国内の経済・産業の現状は、世界的な金融危機以降、地域経済を支えてきた産業が低迷し、製造業においては、工場の海外移転など、産業の空洞化も進んでいる状況にあります。さらに、新たな脅威として、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの見えない経済状況となっています。

大企業を中心とした「ものづくりの町」としての性格が色濃い本町においては、就業者の雇用の安定や税収の確保を図るために、産業活動が活発に展開しやすい地域環境等を維持継続していくとともに、既存企業の拡張や新たな企業進出の要望に応じ、工業地に隣接する低・未利用地等を新たな産業集積地へ転換するなど、まちを活性化させる土地利用を検討する必要があります。

このため、住環境との調和を前提としながら、産業活動を支援するための道路・土地利用規制などのあり方について検討が必要となっています。

（４）環境に配慮した社会形成

環境問題は、地球温暖化対策やごみの減量化等に象徴されるように、わが国のみならず全世界において継続的な対応が求められています。

本町では、このような環境問題に対して、循環型社会の実現を目指すとともに、環境の保全及び美化の取り組みを推進していく必要があります。

また、今後の都市づくりにおいては、環境と調和した生活環境の確立を目指すために、環境負荷の小さな都市へと転換していく必要があります。

このため、自家用車に過度に依存しないエネルギー消費の少ない公共交通を推進することが重要な課題となっています。

地震・豪雨・竜巻等の自然災害に対しては、基盤整備による防災性を高めるとともに、地域の防災組織の育成や住民意識の啓発を図るなど、ハード面とソフト面の両面からの取り組みが求められています。

本町では、今後も地域における防災・減災体制を強化するとともに、近年多発している大型台風や集中豪雨に対して、浸水被害を抑制することが必要となっています。

2 町の現状から見た問題点・課題

(1) 地域地区制度の運用

本町の26%を占める市街化調整区域は、町に残された貴重な農地や河川敷であることから、新たな産業集積地と調和した営農環境を保全するとともに、町の原風景を保全する観点から、適切に保全していく必要があります。

また、市街化区域に指定されている用途地域については、準工業地域(8.6%)・第一種住居地域(15.7%)・第二種住居地域(2.1%)・準住居地域(4.0%)などの、「多様な建築物を許容する」用途地域が30%以上を占めており、小規模な工場と住宅の近接などの問題を生じやすい規制となっていることから、建築物の状態を注視するとともに居住環境と操業環境の秩序あるすみ分けを行うために、用途地域の見直しを行う必要があります。

さらに、東毛広域幹線道路の沿道部においては、基盤整備にふさわしい沿道空間の形成を誘導する観点から、産業集積地など新たな土地利用のあり方について検討する必要があります。



(2) 市街地環境の総合的な改善

本町では市街地の大半が土地区画整理事業や工業団地造成等によって整備されており、良好な市街地が形成されています。

しかし、西部地区等では、地権者等の合意形成の遅れなどから、十分な土地利用を図る事ができないばかりか、緊急車両等の進入が困難な市街地が残されています。

これらの市街地については、住民が安心して生活できる市街地を形成する観点から、土地区画整理事業の実現を模索するとともに、街路事業などによる改善や地区計画の導入を検討していく必要があります。

（３）道路・交通環境の改善

本町では、市街地の大半が土地区画整理事業や工業団地造成事業等によって整備された経緯もあり、幹線道路・補助幹線道路は良好な整備状況となっています。現在、完成した東毛広域幹線道路へのアクセス向上のため、小舞木寄木戸線の整備を進めており、自動車交通の円滑化を推進しています。

しかし、面的整備が遅れている地区では、土地区画整理事業の実施にともなう都市計画道路の整備を想定していたことから、いまだに整備が行われていない状況にあります。長期未着手の都市計画道路について、全域のネットワークを形成する観点から、事業手法の見直し等を進める必要があります。

今後は、小舞木寄木戸線の整備を早期に進めるほか、改修時期を迎えている幹線道路をはじめとした道路の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した橋りょうの長寿命化を進める必要があります。

また、歩行者が安全に通行できる道路環境を確保する観点から、歩道のバリアフリー化を推進し、交通安全に配慮した道路環境整備に努める必要があります。

（４）公園・緑地の利用促進

本町には、総合公園 1 箇所、近隣公園 6 箇所、街区公園 31 箇所の他に、いずみ緑道・分水堀緑道・大泉スバル運動公園など、数多くの公園が点在するとともに、町域の南端には利根川の河川敷が広がるなど、公園・緑地の整備状況は極めて良好と言えます。

しかし、面的整備が行われていない地区では、土地区画整理事業の実施にともなう公園整備を想定していたことから、いまだに十分な整備が行われていない状況であり、これらの地区での公園・緑地の確保に向けた事業手法の再検討を行う必要があります。

今後は、安全性や快適性に配慮した整備や維持管理を考慮するとともに、少子高齢化の影響を踏まえて、利用者・住民のニーズに沿った施設内容の見直しや再整備等を進めることにより、一層の公園利用の促進に努める必要があります。

（５）下水道整備の推進

本町では、市街地の大半である 1,241ha を対象とする公共下水道計画があり、273.2ha(22.0%)（令和 2 年 5 月 1 日時点。28 頁参照）の区域で供用開始されています。

今後も、事業計画に沿って整備を推進し、供用開始区域面積の拡大を図り、公共下水道への接続を促進し、下水道施設の適正な維持管理を行うことで、適切な汚水処理が図られるように努める必要があります。

（６）安全・安心な生活環境の実現

本町では、地震・風水害などの災害に対して、都市基盤の充実、危険情報の伝達・共有、住宅の耐震性能の向上など、総合的な観点から安全性を備えた都市づくりが必要とされています。

特に、避難所・避難場所への住民の円滑な避難や支援・復旧活動を可能とするために、避難路の安全性を確保する必要があります。

また、非常時の円滑な情報伝達を行うために、防災行政無線や安全安心メールの効果的な運用に努める必要があります。

（７）美しい街並みの形成

城之内公園やいずみ緑道、利根川等、本町を代表する景観拠点の修景に努めるとともに、幹線道路沿道部の緑化等の修景を図るなど、良好な市街地景観を維持・保全する必要があります。

また、住民との合意を基に、建物の建て方・色使い・屋外広告物の設置などに関するルールづくりと運用による景観形成など、住民との協働により自らが住む地域に誇りを持てる景観づくりに取り組む必要があります。

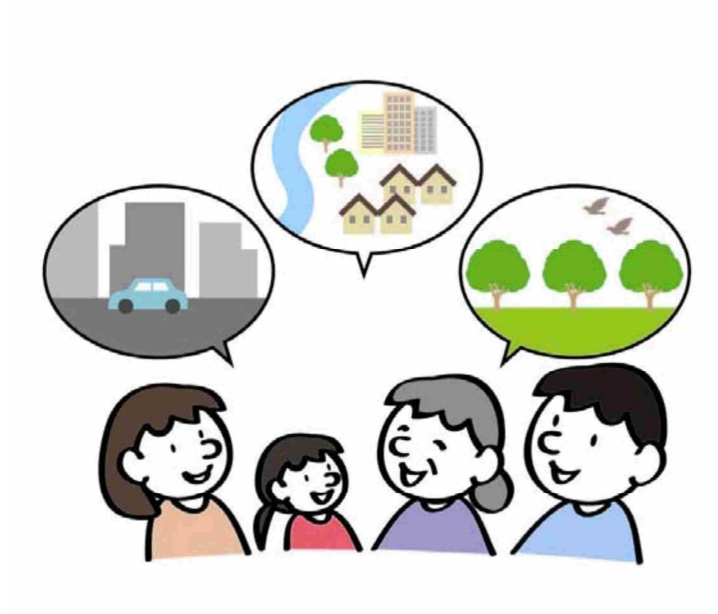


（８）快適で住みやすい都市づくりの推進

本町は、公共施設における障害者向けの駐車スペースの確保はもとより、歩行者空間の段差解消など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすため、ユニバーサルデザインを活用した快適で住みやすい都市づくりに努める必要があります。

（９）住民との協働のまちづくりの推進

本町の目指すべき将来像や都市整備事業等を実現していくためには、都市づくりに関する方針を住民・事業者・行政が共有し、各々の理解と協力を醸成するとともに、「大泉町協働のまちづくり推進指針」に基づき、協働のまちづくりを進める必要があります。



IV 第二次都市づくり構想

1 都市づくりの基本方針

(1) 人口減少社会への対応

本町では、少子高齢化等の影響により人口の減少局面を迎えることが想定されます。

町の人口が減少することによって、空き家・空き地の増加とその管理方法、地域コミュニティの衰退、都市基盤施設のランニングコストの負担増加などの問題があるほか、今後、居住者減少による商業施設の撤退などに直面するおそれもあります。

このため、市街地全体の空洞化を防止するため、公共交通を考慮のうえ、居住地域を緩やかに集約し、その地域内の人口を維持するとともに、商業施設、医療・福祉施設などの生活利便施設の立地を誘導することが求められています。

今後、本町では、自然景観との調和を図りながら、人口減少社会に対応した持続可能なコンパクトなまちづくりを検討します。

また、人口減少を抑制し、まちの賑わいを創出するため、市街地内の未利用地の利用促進を図るとともに、鉄道駅周辺の再開発の手法を模索していきます。

(2) 成熟都市の運営への対応

本町の市街地は、その大半が土地区画整理事業により整備され、道路・公園等の都市基盤施設も充実しており、極めて高度に成熟した都市が形成されています。

このため、今後の都市運営では、道路・公園等の維持・管理が重要な課題となり、老朽化した都市基盤施設の長寿命化や機能更新など、計画的な取り組みが必要となります。

また、生活基盤施設の充足に加えて、今後はますます「利便性」「快適性」「安全性」等の要素が強く求められることが想定されることから、良好な都市景観のあり方や安全・安心な市街地の形成などの要望に対する、地域住民との協働によるまちづくりのあり方を検討します。

（３）都市基盤未整備地区への対応

本町の一部の市街地では、土地区画整理事業が未実施であることから、都市基盤整備が不十分な状況が見られます。

今後、都市づくりを進めていくためには、さらに道路・公園・下水道等の都市基盤整備に努め、住民の生活環境を快適なものとするとともに、環境負荷の少ないライフスタイルを実現する必要があります。

このため、良好な生活環境と整然とした市街地の形成を図るとともに、環境負荷の少ないライフスタイルを実現するために、土地区画整理事業や住民との協働による地区計画の手法を視野に入れながら環境改善に努めます。

また、土地の境界を明確にする地籍調査事業に取り組み、有効な土地利用を推進していきます。



2 都市の将来像

(1) 目標年次の設定

第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（以下「本マスタープラン」という。）は、10年後の令和12年を目標年次として設定します。

(2) 都市の将来像

本マスタープランは、大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～（以下、「総合計画」という。）に定められた将来都市像を実現するための部門別計画であることから、都市の将来像の設定にあたっては、総合計画における将来都市像である、

『住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ』
～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～

を根底に踏まえるとともに、総合計画において関連のある「基盤整備」と「生活環境」の2つの分野の将来のまちの姿となる基本目標との整合を図り、本マスタープランの都市の将来像を下記のとおり定めます。

「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」

これまで本町は、快適かつ豊かな都市環境の充実に向けて、道路環境の整備をはじめとする基盤整備に取り組むとともに、協働の視点から町民や地域、団体と連携し、快適に生活できるよう地域環境に配慮した事業や安全安心なまちづくりを積極的に実施してきました。

今後、本町では、道路の整備や維持管理をはじめ、公園・緑地の保全、災害に強い河川・水路の整備、下水道やごみ処理体制の整備、防犯や交通安全対策を推進するとともに、公共交通の利便性の向上を図り、持続可能なコンパクトなまちづくりをとおして、「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」の実現を目指します。

(3) 将来人口の設定

1) 将来人口の概要

将来人口は、目標年次を令和 12 年とし、大泉町人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）から引用しています。

2) 将来人口の推計

将来人口は、以下のとおり推計します。

項 目	推 計 値		
	平成 27 年	令和 2 年	令和 12 年
総人口(人)	41,202	40,905	39,377

※平成 27 年の総人口は、平成 27 年国勢調査の数値です。

3 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的な考え方

本町の都市構造は、平坦な地形の上に大規模工場を核とする工業地を中心とした住宅市街地が広がっており、計画的な市街地開発にともなう幹線道路が整備されています。

商業集積や農地の保全は必ずしも十分とは言えませんが、東毛地域の中核都市である太田市や近隣市町との機能分担と連携が図られており、快適な生活環境が形成されています。

また、市街地の随所に立地する公園やいずみ緑道、利根川の河川空間により、水や緑とふれあうことのできる潤いに満ちた都市環境が形成されていることも本町の大きな特徴といえます。

将来の都市構造を検討するにあたっては、これらの良好な市街地環境を形成する基本構造を前提としながら、都市拠点(点)・都市軸(線)・ゾーン(面)の連携・配置のあり方に着目し、本町の持つ優位性や特性などを十分に発揮しうる都市構造の構築を目指します。

1) 都市拠点形成の考え方

都市拠点は、人々の活動が集散する場所であり、高度な都市機能を有する点として、以下の考え方によって都市拠点を設定します。

①都市活動拠点

鉄道駅を中心とする交通結節機能・商業業務機能が集まる場所は、本町の活動を活発化するために重要な拠点であることから、各々の活動が効果的・効率的に行えるように配慮する必要があります。

このため、都市活動拠点としての位置づけを行い、交通・商業・業務・医療・福祉・文化等の都市機能の集積・高度化を図ります。

②コミュニティ拠点

人口構造の高齢化にともない、日常の生活行動圏における商業業務機能や文化的機能が有効に機能し、住民生活の利便性を高めていくことが必要とされます。

このため、地域毎にコミュニティ拠点を位置づけ、商業・文化・防災・福祉などの都市機能の集積を図ります。

③レクリエーション拠点

都市住民の福祉を増進する観点から、住民生活に潤いをもたらす余暇活動が活発に行われる必要があります。

このため、レクリエーション拠点を位置づけ、スポーツ・自然体験・休養・文化交流などの機能の集積や利便性の向上を図ります。

④新産業拠点候補地

既存企業の拡張や新たな企業進出の要望に応じ、雇用を創出する観点から、新たに産業を集積する必要があります。

このため、新たな産業による活力ある発展を図るため、東毛広域幹線道路沿道と工業地に隣接する吉田地区について、新産業拠点候補地として検討します。

2) 都市軸形成の考え方

都市軸は、人・物が円滑に移動・交流するための動線であり、都市活動を支える線として、以下の考え方によって都市軸を設定します。

①広域都市軸

広域的な都市間を結ぶ自動車交通を円滑に処理するため、主要幹線道路及び幹線道路を広域都市軸として設定します。

②中央都市軸

本町の都市活動拠点を連絡する道路については、円滑な移動を実現するとともに、都市活動拠点相互の連携を図るため、沿道部における機能集積を促進する中央都市軸として設定します。

③生活都市軸

本町の都市拠点間を連絡する道路については、住民の日常生活圏における生活の快適性・利便性を確保するための道路を生活都市軸として設定します。

④水と緑の自然軸

レクリエーション拠点相互を連絡する河川等については、緑化等により住民が日常的に安らぎを得られる空間形成を目指す水と緑の自然軸として設定します。

3) ゾーン形成の考え方

ゾーンは、土地利用の明確化と純化を図るための区域であり、土地利用を誘導する面として、以下の考え方によってゾーンを設定します。

なお、本マスタープランでは総合計画に示された「土地利用の基本方針」を、ゾーン形成の考え方とします。

①住居系ゾーン

人口動向を踏まえながら、他の土地利用との調和や自然環境の保全に十分配慮し、若者や子育て世代も含めた多くの人々が満足できる良好な住宅地の確保に努めます。

また、市街地の一部に見られる低・未利用地については、市街地の基盤整備などを通じて、土地の有効活用の促進に努めます。

②商業系ゾーン

鉄道駅周辺部や幹線道路の沿道部などの地域については、良好な商業・業務等の機能集積地として、今後の人口動向を踏まえ、住民ニーズに合わせた買い物利便の向上に努めるとともに、商業活性化に向け、事業者と十分な協議・調整を図り、にぎわいと魅力ある商業地の形成に努めます。

③工業系ゾーン

大規模工業団地を中心として、工場が集積する工業系の地域については、雇用の場の確保や豊かで安定した生活を営むための経済基盤であることから、就労環境を踏まえながら、事業者や関係者と十分な協議・調整を図り、新たな工業地の確保、拡充に努めます。

なお、確保や拡充にあたっては、公害の防止策を講じることはもとより、自然環境の保全、周辺地域との調和に十分配慮します。

④農業系ゾーン

農地は、食料供給の場としてだけではなく、国土保全や都市生活に潤いを与える公益的機能を有しており、また、他の地目へ変更すると元の地目に戻すことが容易ではない性質（土地利用の不可逆性）を持っています。

本町は、群馬県下で最も人口密度が高く、今後の人口動向に対応できるよう、本町の特性を生かした、総合的かつ計画的な土地利用が求められます。

このため、農業系地域については、農地の多面的機能や自然環境の保全に十分に配慮しながら、土地の有効活用を推進します。

また、東毛広域幹線道路の沿道部や既存の工業地に隣接する部分については、今後の社会情勢などの動向を見極めながら、新たな土地利用のあり方について検討します。

(2) 将来都市構造の設定

将来都市構造を以下のとおり設定します。

種別		対応する地区	主な機能・方向性
都市拠点	都市活動拠点	西小泉駅周辺地区 東小泉駅周辺地区	交通結節機能 商業業務機能 広域交流機能
	コミュニティ拠点	西小学校周辺地区 南小学校周辺地区	コミュニティ機能 近隣商業機能 文化・交流機能
	レクリエーション 拠点	城之内公園 いずみ総合公園 文化むら周辺地区 とね運動場	スポーツレクリエーション機能 文化・交流機能 自然体験機能 休養機能
	新産業拠点候補地	東毛広域幹線道路沿道の上小泉地区 工業地に隣接する吉田地区	新たな産業集積地の検討
都市軸	広域都市軸	(都)東毛広域幹線道路(国道354号) (都)只上上小泉線(国道122号) (都)矢場古戸線 (都)太田妻沼線(国道407号) (仮)両毛中央幹線 (仮)西邑楽三町地域広域幹線産業道路	円滑な交通の実現 沿道環境への配慮
	中央都市軸	(都)大泉尾島線(県道綿貫篠塚線)	円滑な交通の実現 快適な歩行空間の確保 シンボリックな景観の形成 適正な沿道土地利用の誘導
	生活都市軸	(都)下小泉吉田線 (都)東別所坂田線 (都)小舞木寄木戸線 (都)東別所仙石線 (都)上小泉古海線 (都)吉田小泉線 (都)矢場古戸線 (都)松塚原前線	円滑な交通の実現 快適な歩行空間の確保 適正な沿道土地利用の誘導
	水と緑の自然軸	いずみ緑道 分水堀緑道 利根川 休泊川	アメニティの高い空間形成 親水・親緑機能
ゾーン	住居系ゾーン	概ね現行の住居系用途地域	快適な生活を支える都市基盤の形成、低・未利用地の有効利用
	商業系ゾーン	概ね現行の商業系用途地域	魅力ある商業・業務地の形成
	工業系ゾーン	概ね現行の工業系用途地域	操業環境の確保、周辺市街地との調和
	農業系ゾーン	概ね現行の市街化調整区域	農地・営農環境の保全

【将来都市構造図】



I 計画の概要と位置づけ

II 町の現況

III 町の課題

IV 第二次都市づくり構想

V 実現化の方策

4 土地利用の方針

(1) 土地利用の方針

将来都市構造の実現に向けて、現在の用途地域による規制・誘導状況を基本とし、土地利用の方針を以下のとおり定めます。

1) 住宅地

①専用住宅地

戸建住宅地及び集合住宅地が形成されている地域、あるいは、今後、戸建住宅地及び集合住宅地が形成される地域を、専用住宅地と位置づけます。

専用住宅地では、良好な住環境を保全する観点から、現在の用途地域規制を維持することにより、生活環境を阻害する施設の立地を規制します。

また、より良好な生活環境を創出するため、住民主体の取り組みを促す観点から、地区計画制度の普及啓発に努めて、建築物の建て方や形態制限・宅地内緑化・景観形成等に関するルールづくりを支援します。

なお、古海第二地区については、地区計画に基づき、戸建て住宅を中心とした良好な住宅地の形成を図ります。

②複合住宅地

戸建住宅地及び集合住宅地に加えて、地域住民の日常生活を支えるための一定規模までの商業・業務施設等の立地を許容する地域を、複合住宅地と位置づけます。

複合住宅地では、身近で日用品の買物活動を行うことができる利便性の高い住環境の形成を図るとともに、居住環境に悪影響を及ぼす施設の立地を制限する観点から地区計画制度の普及に努めます。

また、土地利用の動向を踏まえながら、店舗、事務所等が少なく、主に住宅が立地している区域を対象として、用途地域の指定変更による専用住宅地への純化を図ります。

③沿道複合住宅地

主要な道路の沿線については、基盤整備に応じた適切な土地利用を促すとともに、後背の住宅地の生活環境を保全する観点から、複合的な土地利用や一定規模の建築物を許容する沿道複合住宅地と位置づけます。

沿道複合住宅地では、自動車による買い物行動に対応した商業・業務施設を誘導するとともに、本町の個性を活かした沿道空間の形成を図ります。

2) 商業・業務地

鉄道駅の周辺部や幹線道路の沿道部など、多くの人々が集散する地域については、商業・業務活動の利便を図る観点から、商業・業務機能の高度化を図る商業・業務地と位置づけます。

商業・業務地では、活発な都市活動を支援するために、様々な業種・業態の商業・業務施設の誘導・集積を図るとともに、本町の都市活動拠点にふさわしい活力と賑わいのある市街地の形成を図ります。

3) 工業地

①工業専用地

大規模な工場が集積する地域については、産業活動を維持する観点から、工業専用地と位置づけます。

工業専用地では、周辺市街地との調和に配慮しながら、大規模な工場ないしは工業団地としての機能を十分に発揮しうよう、操業環境の維持に努めます。

②複合工業地

工業専用地の周辺に広がる、中小工場や住宅等の施設が混在する地域については、産業活動と住環境の調和を図るための複合工業地と位置づけます。

複合工業地では、土地利用の動向を見極めながら、産業活動と住環境の調和を図りつつ、長期的には工場と住宅の分離を図るため、街区単位での地区計画の導入や用途地域の見直しについても検討します。

4) 農地

農業生産の基盤である市街化調整区域内の土地を、農業生産とともに市街地の環境保全に資する農地と位置づけます。

農地では、無秩序な市街化を抑制することにより、営農環境の保全に努めます。

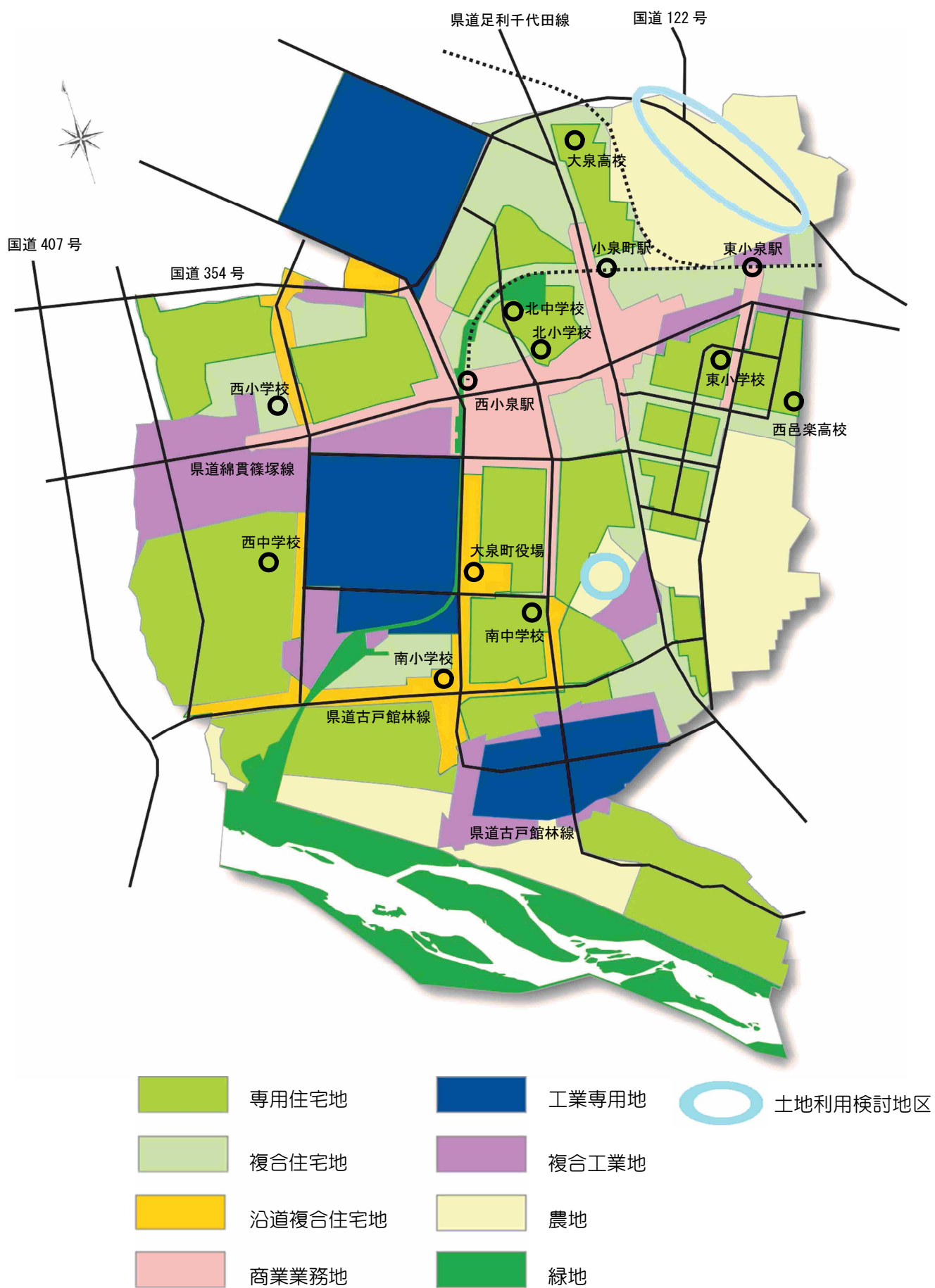
なお、東毛広域幹線道路の沿道部と工業地に隣接する吉田地区については、新産業拠点候補地として検討します。

5) 緑地

緑道や公園、利根川の河川空間を緑地と位置づけます。

緑地では、住民の憩いの場であるとともに、都市防災の拠点となるオープンスペースとして、自然環境の保全を図ります。

【土地利用方針図】



(2) 市街地区分の設定

本町の市街地区分については、将来人口の見通しを踏まえつつ、市街化の現状や市街地の整備計画等を考慮して、将来の市街地区分を検討します。

なお、東毛広域幹線道路の沿道部や工業地に隣接する地域において、新たな産業集積地の土地利用を図る場合には、人口フレーム等に留意しながら、乱開発とならないように、市街化区域の拡大と適正な土地利用規制や誘導を検討します。

(3) 市街地の整備方針

市街地においては、現在の環境を維持・増進する観点から、生活基盤施設の維持管理等に努めます。

また、住民や地権者の自発的な取り組みによる住宅地の土地利用の高度化や、魅力ある商業・業務地の形成に向けた市街地の再整備を促進します。

住民が快適に生活できる市街地を形成する観点から、西部地区などの都市基盤整備が不十分な地区については、道路・公園等の基盤施設の整備を図るため、土地区画整理事業や地区計画等の導入による都市環境の改善に努めます。

なお、本町の活力ある発展と住民生活の利便性向上を図る観点から、新たな土地利用の需要に対応して、東毛広域幹線道路の沿道部や工業地の隣接地等において、市街化区域の拡大や土地利用規制の変更を行う際には、その開発計画を明らかにするとともに、周辺住民・地権者等の合意形成を図ることを基本とします。

5 都市施設の整備方針

(1) 道路・交通体系の整備方針

1) 体系的な道路網の整備推進

本町の道路網の整備については、平成 27 年に主要幹線道路である東毛広域幹線道路が開通したことにより、交通の利便性が向上し、県道綿貫篠塚線（旧国道 354 号）の渋滞を緩和することができました。

今後、町内の大規模工場周辺に集中する大型車両交通と、住民の日常生活を支える交通が混在するなどの問題を解決するため、以下の方針により道路の整備に努めます。

①骨格となる主要幹線道路の整備

本町と周辺都市、あるいは本町を通過する広域間の交通需要に対応する観点から、関係機関と協力のもと安全で円滑な交通環境の維持に努めます。

②市街地の中心となる幹線道路の整備

主要幹線道路を補完するとともに、活発な都市的活動や中心市街地の形成を促す観点から、自動車交通の円滑化に加えて、安全で潤いのある道路空間を再整備することにより、歩行者や自転車等の多様な交通手段による安全で快適な交通環境の実現を図ります。

③町内交通を処理する補助幹線道路網の整備

経年劣化した都市計画道路の改修については、交通の安全を確保していく観点から、地下埋設物の更新時期と調整を図りあわせて更新するなど、計画的・効率的な維持管理に取り組みます。

主要幹線道路と幹線道路を補完するとともに、町内に集中する交通を主要幹線道路に連絡させる観点から、東別所坂田線・小舞木寄木戸線・吉田小泉線・松塚原前線等の都市計画道路の整備に努めます。

この際に、長期未着手の都市計画道路については、必要性及び実現性を検証し、見直しも合わせて検討します。

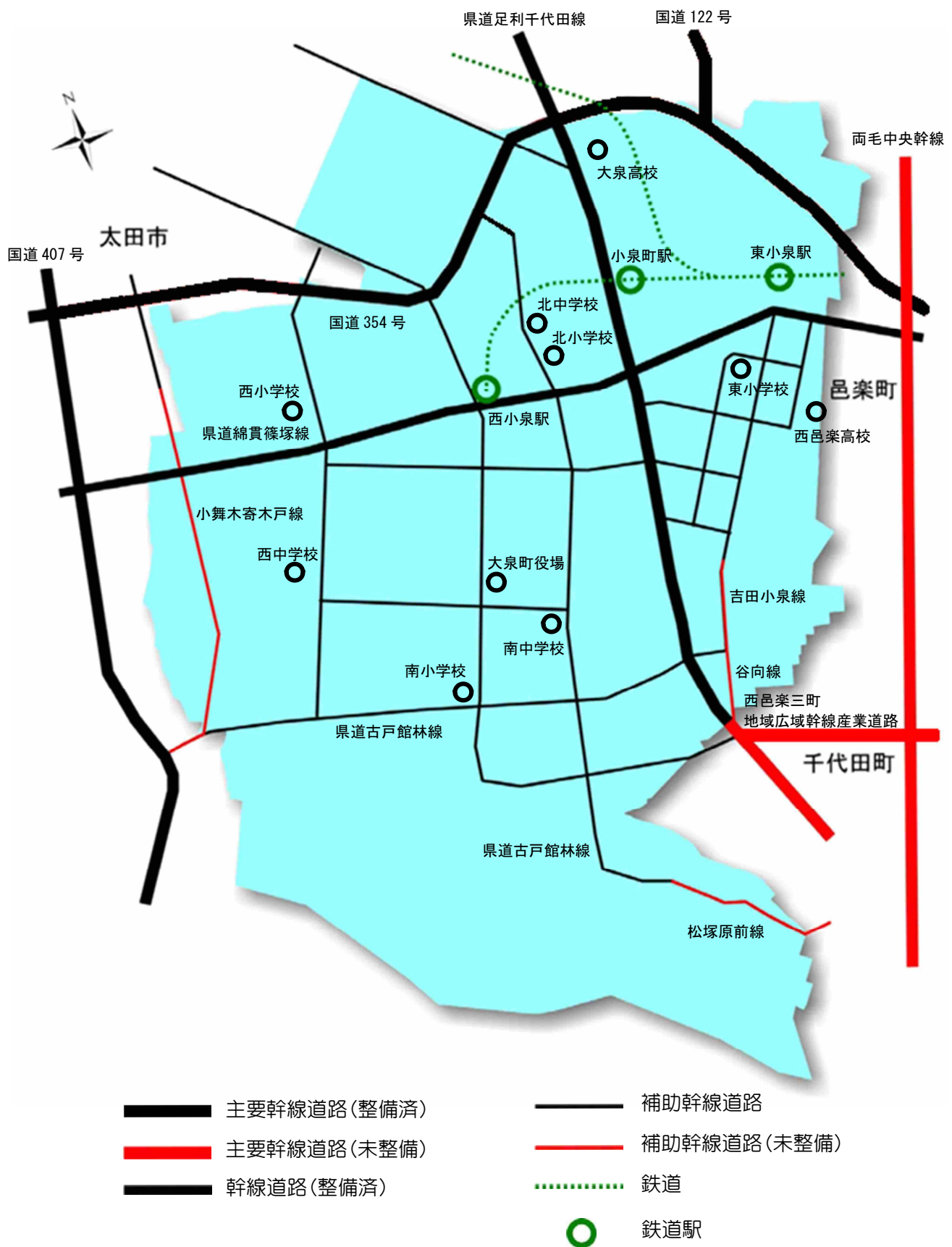
④住民に身近な生活道路の整備

住民に身近な生活道路は、適切な維持管理に努め、安全確保に取り組みます。

一部地域にみられる狭あいな道路などについては、安全で円滑な交通を妨げるばかりか、消防自動車等の活動が阻害されるなど、安全面での問題も懸念されています。

このため、土地区画整理事業等の導入による総合的な市街地環境の改善が前提となりますが、喫緊の課題箇所については、線形改良や拡幅改良等に取り組みます。

【交通体系の整備方針図】



I 計画の概要と位置づけ

II 町の現況

III 町の課題

IV 第二次都市づくり構想

V 実現化の方策

2) 環境負荷の小さい快適な交通体系の構築

本町の住民の交通手段の大部分は、自家用車に大きく依存しているのが現状です。

しかし、地球規模での環境問題への対応や高齢者をはじめとする交通弱者に対応した快適で安全な交通体系を構築していくことが求められており、公共交通をはじめとした交通手段の環境改善に努めます。

①快適で安全な歩行者空間の創出

幹線道路を中心とした道路整備については、誰もが安全に利用できるように、歩車道間の段差の解消や交通安全施設の充実に努めます。

また、市街地内の河川・水路等を活用した遊歩道の整備や街路樹による道路緑化など、周辺環境に調和した快適で安全な道路空間の創出に努めます。

②自転車利用の促進

歩車道間の段差の解消や自転車走行レーンの確保などにより、自転車の走行環境の改善を図るとともに、本町の平坦な地形や小さいエリアである特性を活かし、環境負荷の少ない自転車の利用を促進します。

③交通結節点の環境整備

本町の玄関口となる3つの鉄道駅については、駅前広場の拡充や駐車場・駐輪場の確保などを検討し、公共交通機関の利便性の向上を目指します。

④バス交通のサービス水準の向上

全ての住民が身近に利用できる公共交通機関として、住民の利用実態を踏まえながらバス利用の利便性を高め、住民の積極的な利用を働きかけます。

また、生活利便施設等へのアクセス向上を推進します。

⑤鉄道交通のサービス水準の向上

本町の唯一の鉄道である東武小泉線について、関係機関に対して、利用者増加に向けた啓発活動等に協力するとともに、運行本数の増便など、利便性向上等の要望を行います。

3) 館林都市計画圏との連携

本町は、隣接する千代田町、邑楽町と連携し、産業流通の円滑化に努めます。

①西邑楽三町（大泉町・千代田町・邑楽町）地域広域幹線産業道路の整備

西邑楽三町地域広域幹線産業道路については、隣接する工業地や住宅地の開発の増加に伴い、東西軸の流通をより一層効率的にするため、新たな広域幹線産業道路整備の実現に取り組みます。

(2) 公園・緑地の整備方針

本町の公園・緑地は、土地区画整理事業等の推進により公園整備が進められるとともに、鉄道廃線敷地を活用したいずみ緑道が整備されるなど、住民の誰もが利用できる身近な憩いの場として親しまれています。

今後は、公園未整備地区における身近な憩いの場の確保を目指すとともに、既存公園施設の利用状況などを踏まえた機能更新を進めます。

1) 都市公園・広場・緑地の整備の推進

面的整備事業の未実施にともない公園整備が遅れている地区については、土地区画整理事業等により新たな公園・緑地の創出を図ります。また、公共施設用地を活用したオープンスペースの提供等様々な手法の検討によって、身近な憩いの場の確保に努めます。

2) 既設公園の機能更新

既設公園については、住民が安心して利用できる公園としての適切な維持管理に取り組みます。

なお、老朽化等により遊具の更新などが必要となった際には、公園の利用状況等を踏まえて、健康増進のための遊具の設置を行うなど、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめる身近な憩いの場としての機能充実を図ります。

また、備蓄倉庫や防火水槽の整備等、災害時に備えた機能更新についても計画的に進めます。

3) 自然地・農地の活用

利根川河川敷については、本町の骨格的な自然軸であり、住民のレクリエーションの場としての保全・活用を図ります。

また、市街地内を流れる休泊川や新谷田川については、治水機能の向上を図るとともに、住民に身近な水辺として遊歩道整備などにより活用を図ります。

市街地内に現存する、遊休化している農地については、市民農園等としての活用を検討します。

(3) 下水道・河川の整備方針

1) 公共下水道の整備・普及

本町の下水道事業は、快適な生活環境の形成と河川等の水質保全を図るため、市街地全域での下水処理を開始できるよう推進するとともに、浸水被害の対策を図るため、雨水計画について検討します。

また、公共下水道が整備されている区域については、十分な整備効果が得られるよう下水道への接続を働きかけます。

2) 治水対策の推進

利根川をはじめ、休泊川・新堀川の未改修区間については、関係機関との協力のもと整備を促進します。

また、開発行為にともなう流出抑制施設の設置、道路改修時の透水性舗装の採用、雨水排水路の新設、農業用水路の改修、新たな洪水調整池の設置など総合的・広域的な治水対策に取り組み、市街地の治水機能の向上に努めます。

3) 河川の管理体制の強化

関係機関や近隣自治体との協力のもと、河川の管理体制の充実・強化を目指します。

また、水質汚濁の主因となっている家庭雑排水の処理方法の見直しや地域ぐるみの浄化対策など、河川等の水質保全に向けて取り組みます。

4) 水とふれあうことのできる空間の創出

河川敷の遊歩道化や一部公園化を図るなど、住民が身近に水と触れ合うことができる空間の創出に努めます。

また、下水道の早期普及を図ることにより、河川等の水質保全を図り、多様な生物の生息できる環境や、子どもたちが水遊びを楽しめる空間の整備など、人と自然が共生する河川や水路の整備を図ります。



6 都市環境の形成方針

(1) 安全・安心な生活環境の形成方針

1) 防災性の高い市街地の形成

道路の未整備等の理由から消防活動の困難が予想される区域については、狭あい道路の拡幅整備等を推進するほか、建築物の耐震化と不燃化を促進するとともに、高度利用を図るべき区域における防火・準防火地域指定を検討します。

また、浸水被害を防ぐ観点から、市街地における雨水排水施設の整備を進めるとともに、浸透性のある地表面の確保に努めるなど、総合的な排水対策を進めます。

2) 円滑な避難行動の実現

非常時の円滑な情報伝達や避難行動を可能とするために、災害情報システムを安定的かつ継続的に管理、運用するとともに、避難所・避難場所については、防災備蓄の充実や周辺の建築物における安全対策等の実施に努めます。

また、住民の円滑な避難や支援・復旧活動を可能とするため、避難路の沿道建物の耐震化など、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時における迅速な避難行動ができるよう、防災行政無線や安全安心メールの効果的な運用に努めます。

3) 防犯性の高い市街地の実現

犯罪の無いまちを実現する観点から、防犯性の高い建物や公園等の整備に努め、街路灯・防犯灯の整備や、防犯上の危険箇所への防犯カメラの設置等を検討するとともに、住民との協力によるパトロールの実施など地域住民と行政が一体となって、防犯性の高い市街地の実現を目指します。

(2) 美しい街並みの形成方針

1) 景観拠点の形成

城之内公園やいずみ緑道・利根川等の本町の特徴的な景観資源については、その保全を図るとともに、魅力的な景観形成を図ります。

また、西小泉駅をはじめとする鉄道駅周辺においては、本町の玄関ともいえる地区であることから、周辺住民と協力しながら、本町の玄関口としてふさわしい、賑わいと活力が感じられる景観形成に努めます。

2) 景観軸の形成

本町のメインストリートとなる県道綿貫篠塚線（旧国道354号）をはじめとした、幹線道路の沿道部においては、各沿道の特性に配慮しながら、魅力的な商業業務機能の立地を促すとともに、商店街組合や沿道事業者等の協力のもと、効果的な緑化や沿道建物の外観に関するルールづくりを進め、幹線道路沿道における良好な景観の形成・維持に努めます。

また、市街地内を流れる休泊川と新谷田川については、良好な水辺景観の維持に努めます。

3) 景観づくりへの支援

地域住民による協議と合意形成に基づき、「落ち着いた住宅地」や「活力ある商業地」等、その性格に応じた景観形成が行われるように、建物の建て方・色使い・屋外広告物の設置などに関するルールづくりと運用を支援します。

また、住民の発意による景観づくりが円滑に進められるように、地域住民による土地利用や景観形成に関するルールづくりを支援します。

(3) 快適で住みやすい安全な都市づくりの方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための基盤づくりを進める観点から、公共施設における障害者向けの駐車スペースの確保を進めるとともに、幹線道路における歩行者空間のバリアフリー化などを推進します。

1 都市づくりの実現に向けて

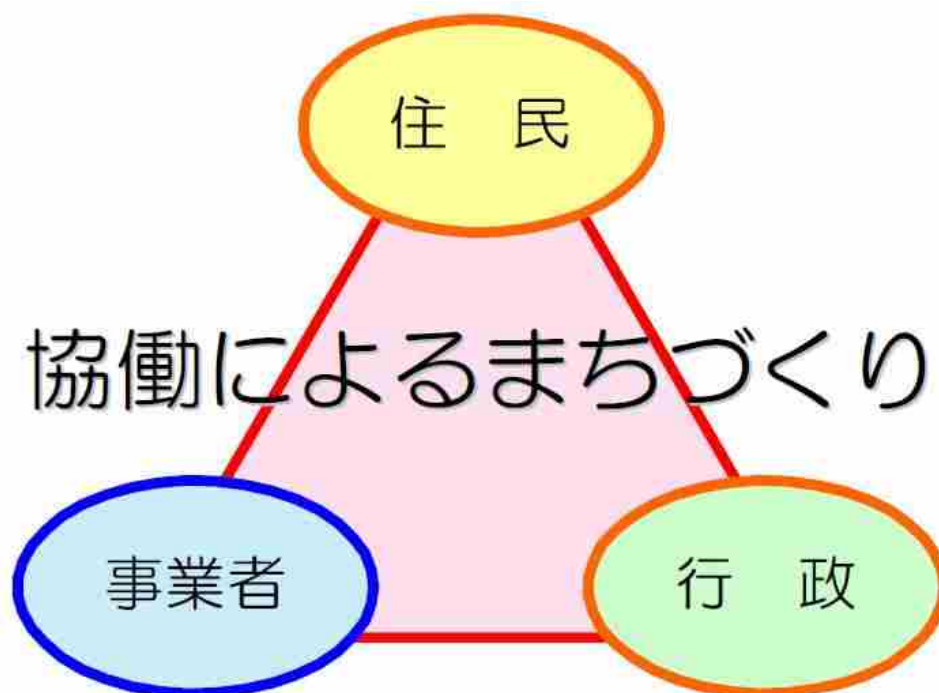
本マスタープランにおいて都市の将来像として位置づけた「快適で住みやすく 環境と調和した安全安心なまち」の実現に向けて、都市計画を着実に推進するには、住民・事業者・行政が本マスタープランについて共通認識を持ち、相互連携のもと、協働によるまちづくりに取り組むことが必要となります。

また事業の実施においては、費用対効果等を踏まえながら、都市整備上、重要度の高い事業やニーズの高い事業への重点的な投資に努めます。

(1) 協働によるまちづくりに向けて

住民のライフスタイルの多様化にともない、まちづくりへのニーズの多様化や高度化が進む中、NPOによる社会的な活動やボランティア活動の活発化など、住民の地域に対する関わり方も多様化しており、「自分たちのまちは、自分たちの手でつくる」という意識の高まりもみられます。

今後は、住民・事業者が主体となり、行政はこれらの活動を支援するなど、住民・事業者・行政が、それぞれの役割分担と連携のもと、三者が一体となって協働によるまちづくりを進めます。



（２）まちづくりの推進に向けた役割分担

協働によるまちづくりを効果的に推進するために、住民・事業者・行政の果たすべき役割をそれぞれ以下のとおり位置づけます。

１）住民の役割

住民は、行政の支援を積極的に活用しながら、当事者間の相互理解と合意形成に基づき、主体的なまちづくり活動を展開する事が求められています。

２）事業者の役割

事業者は、まちづくりを担う一員としての自覚を持ち、周辺住民との円滑な関係を構築し維持する観点から、積極的な情報公開に努めるなど、まちづくりに対する理解と協力が求められています。

また、より効率的で実効性の高いまちづくりの展開を図るために、まちづくりの主役として自発的なまちづくりへの参画が求められています。

３）行政の役割

行政は、住民や事業者に対して本マスタープランの有意性を積極的にPRするとともに、より多くの人々がまちづくりに参加できる機会を創出して、都市計画事業や土地利用規制に対する理解と協力を得ながら、計画的に都市計画を執行することが求められています。



(3) 住民主体のまちづくりを進めるために

住民主体のまちづくりを進めるには、住民のまちづくりに対する意識を高めていくことはもちろん、必要な情報を適切に公開した上で、町が抱える問題や課題、将来のまちづくりに対する考え方を共有することが重要となっています。

さらに、限られた財源のもとで、効果的にまちづくりを進めるためには、「住民ができることは住民が」「行政でなければできないことは行政が」という役割分担と連携が不可欠となっています。

このため、まちづくりに関する講座の開催等により、まちづくりへの住民参加の必要性を啓発するとともに、「自分たちのまちは、自分たちの手でつくる」という意識を高めていきます。

また、住民の発意による、都市計画の決定や変更に関わる提案を支援するために、都市計画に関する提案を行おうとする住民組織等の認定や活動の支援など、都市計画提案制度に関わる条例や要綱等の制定を検討します。

1) 住民提案によるまちづくりの実現

住民生活の身近な問題に対して、直接的に働きかける効果的な取り組みを優先的に実施していく観点から、地区や街区単位でのルールづくりに対応した地区計画等の都市計画提案制度を活用したまちづくりを推進します。

2) 民間活力の導入

効率的な財政運用を実現する視点から、市街地の再整備などに、民間企業のノウハウや資本の導入を促します。

(4) 都市づくりに向けた事業の進め方

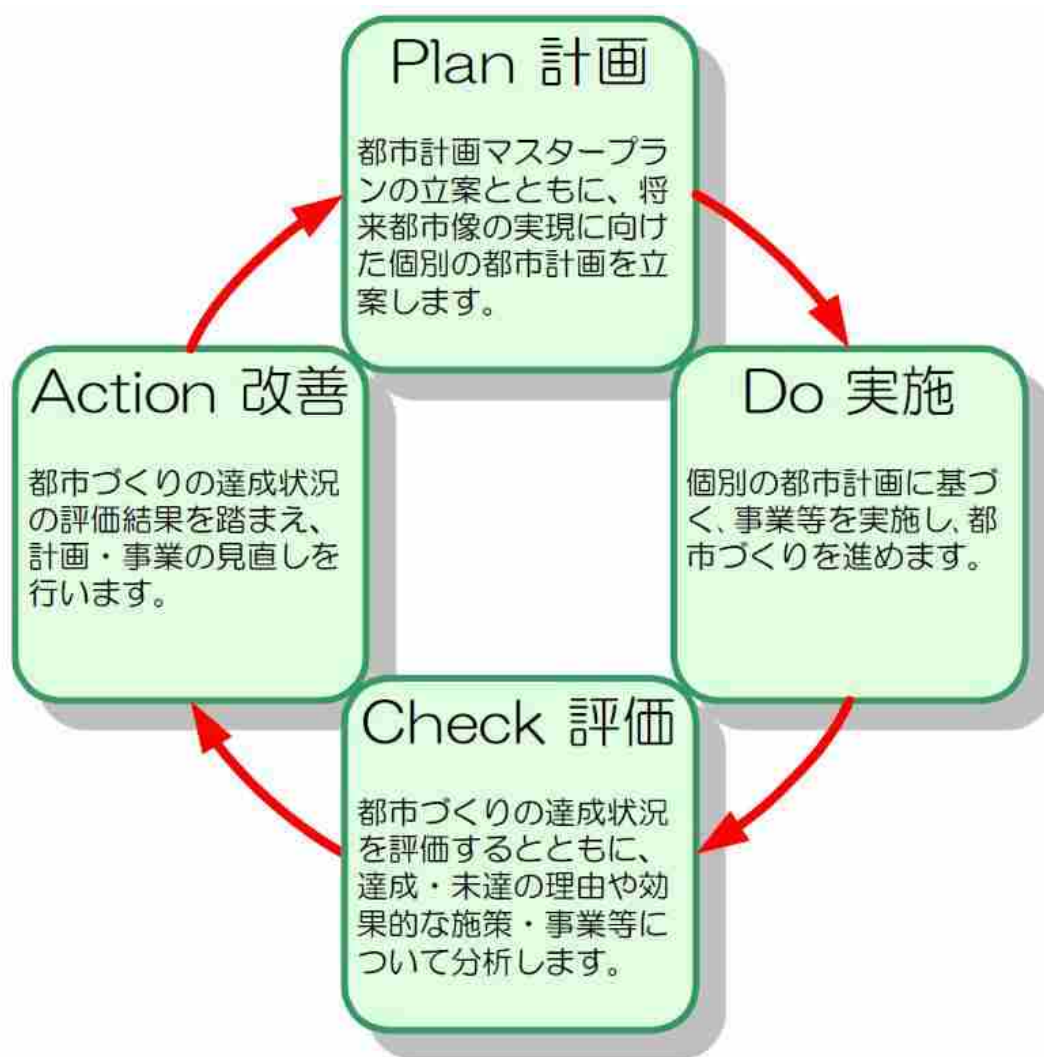
都市づくりは、多大な時間と費用を要するものであり、現実的には、全ての施策に一斉に取り組むことはできません。

事業の実施に際しては、限られた財源の効率化や重点化の視点から、優先度を検討し、最大の効果が得られるよう、配慮することとします。

2 第二次都市計画マスタープランの進行管理

本マスタープランに即した各種取り組みや事業実施の結果を踏まえて、将来都市像や方針の達成度を評価し、改善策を探る「PDCA (Plan-Do-Check-Action)」の流れから成るマネジメントサイクルの導入を図ります。

また、本マスタープランは、目標年次が令和12年と計画期間が長期にわたることから、上位計画の見直しや各種施策の進捗状況、社会経済状況の変化などにより計画の内容が実態と乖離していくことが予想されます。そのため、本町の状況の変化に応じて、必要な見直しを行うこととします。



1 上位関連計画

(1) ぐんま・県土整備プラン 2020 (R2. 12 群馬県)

計画の位置づけ	2040 年に目指す将来像の実現に向けて、道路や河川、砂防施設、県立公園、下水道、県営住宅など、社会資本の整備や維持管理を「どのような考え方で、どのように進めていくか」を示す県土整備分野の最上位計画
計画期間	令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 か年計画
2040 年に目指す将来像	災害に強く、安定した経済活動が可能な群馬県 誰もが安全・快適に移動でき、人と人、人と地域のつながりを生み出す群馬県 地域に愛着や誇りを持ち、良好な社会環境のもとで持続的に暮らせる群馬県
地域計画編 邑楽館林地域	
対象市町村	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
主要事業一覧 (大泉町)	継続事業 政策 1 災害レジリエンス No. 1 の実現 ・一級河川休泊川（下流工区）河川改修事業 ・一級河川休泊川（上流工区）河川改修事業 政策 3 多様な移動手段の確保 ・県道綿貫篠塚線（東小泉工区）電線共同溝事業

(2) 東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(R2.12 群馬県)

計画対象区域の範囲	桐生都市計画区域、新里都市計画区域、太田都市計画区域、 敷塚都市計画区域、館林都市計画区域、みどり都市計画区域
目標年次	都市づくりの基本理念、将来の都市構造については、令和 17 年を想定し、土地利用、都市施設等の決定の方針については、 令和 7 年を目標年次として作成する。
都市づくりの目標	「ぐんまらしい持続可能なまち」 ～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”を つくりだします～
将来における想定人口 【令和 7 年】（目標年）	市街化区域 おおむね 317.8 千人 市街化調整区域 おおむね 133.2 千人
市街化区域の想定規模 【令和 7 年】（目標年）	12, 126.8ha
太田都市計画区域	
区域の範囲	太田市の一部、大泉町
区域区分の有無	区域区分を定める

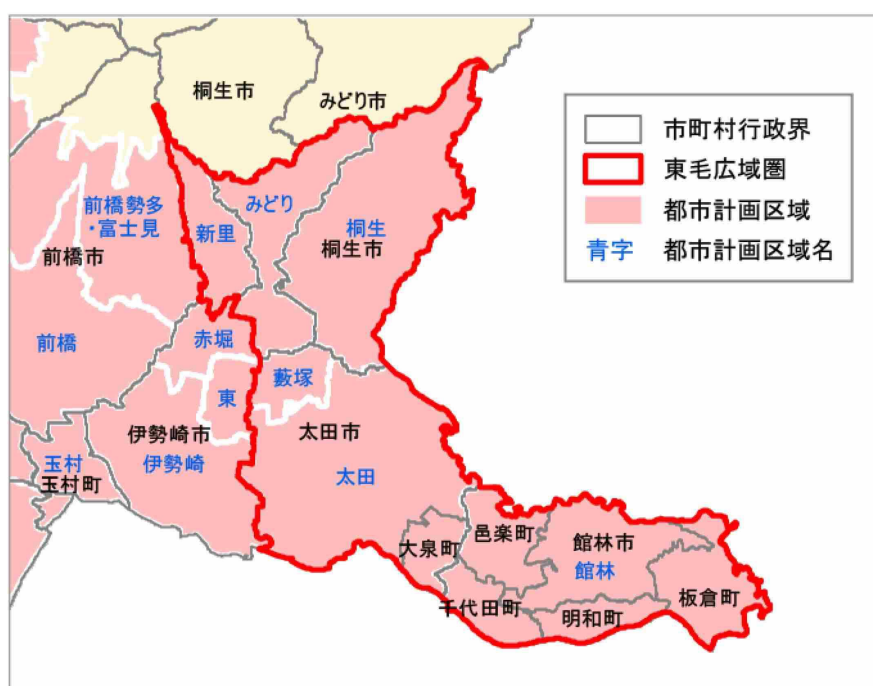


図 東毛広域都市計画圏における都市計画区域
(資料：東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

(3) 大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～ (H31.3 大泉町)

基本理念	未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり	
将来都市像	「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ」 ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～	
基本目標	I 産業振興	活力とにぎわいのあるまち
	II 基盤整備	快適で住みやすいまち
	III 行財政と協働	互いにおもいやり、みんなで築く協働のまち
	IV 保健福祉	誰もが支え合い、健康で心豊かに暮らせるまち
	V 生活環境	環境と調和した安全安心なまち
	VI 生涯学習	夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち

2 大泉町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する基本方針（以下「大泉町都市計画マスタープラン」という。）の改訂を行うに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、大泉町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、大泉町都市計画マスタープランの改訂に係る原案の策定を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員長は副町長をもって充てる。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、大泉町都市計画マスタープランの改訂が完了したときにその効力を失う。

別表（第3条関係）

副町長、総務部長、企画部長、財務部長、健康福祉部長、住民経済部長、都市建設部長、教育部長
--

3 大泉町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

平成31年度（令和元年度）、令和2年度		
所属・役職	氏名	備考
副町長	飯田 健	委員長
総務部長	竹内 寿治	
企画部長	長谷川 久仁子	
財務部長	堀本 俊行	
健康福祉部長	笠松 智広	
住民経済部長	石川 肇	
都市建設部長	久保田 治男	
教育部長	大澤 慎哉	

4 大泉町都市計画審議会委員名簿

役職名	氏名	所属	備考
学識経験のある者	湯沢 昭	前橋工科大学名誉教授	会長
〃	茂木 透	大泉町商工会長	
〃	久保田 眞司	大泉町農業委員会長	
〃	大場 保央	邑楽館林農業協同組合 大泉支所長	
町議会の議員	塚田 義一	大泉町議会議員	
〃	堀越 幸広	〃	
〃	宮永 万里子	〃	
〃	浅野 正己	〃	
県の職員	小竹 彰	群馬県館林土木事務所長	
〃	石綿 義彦	大泉警察署生活安全課長	
町内に住所を有する者	小林 一夫	大泉町民	
〃	村田 明美	〃	

5 第二次大泉町都市計画マスタープラン一部改訂の経過

年月日	会議・事項	備考(主な会議内容等)
平成 31 年 4 月 1 日	大泉町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	・ 施行
令和元年 7 月 11 日	第 1 回策定委員会	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン進捗状況調査の依頼等
令和 2 年 6 月 26 日	第 2 回策定委員会	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン進捗状況調査の結果 ・ 町の課題、第二次都市づくり構想、実現化の方策の検討
令和 2 年 7 月 30 日	第 3 回策定委員会	・ 計画の概要と位置づけ、町の現況の検討等
令和 2 年 10 月 13 日～ 令和 2 年 11 月 15 日	パブリックコメント実施	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（素案）について
令和 2 年 12 月 11 日	第 4 回策定委員会	・ パブリックコメント結果報告 ・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（原案）について
令和 3 年 3 月 24 日	大泉町都市計画審議会	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（案）について

6 用語解説

- ・ **アメニティ (amenity)**
環境などの快適性。
- ・ **安全安心メール (あんぜんあんしんメール)**
安全・安心のまちづくりの一環として、登録された方の携帯電話などへ不審者、火災などの情報を町がお知らせするメール配信のこと。
- ・ **NPO (Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization)**
様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
- ・ **オープンスペース (open space)**
公園・広場など、建築物に覆われていない土地の総称。
自由に不特定多数の立ち入りが可能で、空間的に開放された地表面または広がりを持った場所をいう。
- ・ **街区公園 (がいくこうえん)**
主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- ・ **街路事業 (がいろじぎょう)**
都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設のうち、道路、駅前広場、都市高速鉄道、駐車場等を事業認可を取得して都市計画事業として整備する事業のこと。
- ・ **環境負荷 (かんきょうふか)**
環境を保全する上で問題となる、ゴミ処理・排水・大気汚染等の環境に与えるマイナスの影響のこと。
- ・ **狭あい道路 (きょうあいどうろ)**
主に幅員 4m 未満の狭い道路のこと。
- ・ **協働 (きょうどう)**
複数の主体が、共通の目的に向かって力を合わせて活動すること。
本マスタープランでは、住民と行政とが、目的と情報を共有の下、地域や社会の課題解決のため、お互いに尊重し合いながら責任と役割を分担し、協力してまちづくりを行うことを指す。
- ・ **近隣公園 (きんりんこうえん)**
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- ・ **区域区分 (くいきくぶん)**
無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。
- ・ **景観 (けいかん)**
まちを構成する自然や建築、山並みなど、視覚で捉えられる街並みや自然などまちの風景・景色・眺めのこと。

・コンパクト・プラス・ネットワーク (compact-plus-network)

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

・災害レジリエンス(さいがい resilience)

想定外の大規模な災害時においても、致命傷を回避しつつ被害を最小化する「防災力」、そして、県民の暮らしや経済活動を速やかに立ち直らせる「回復力」のこと。災害に対する強靱性。

・市街化区域(しがいかくいき)

都市計画区域のうち、土地利用を適切に誘導して、市街化を図るべき区域。

既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

・市街化調整区域(しがいかちょうせいくいき)

都市計画区域のうち、自然環境や農業等を保全するために、市街化を抑制すべき区域。

・修景(しゅうけい)

街並みや自然などの景観(風景・景色・眺め)を整備、保全すること。

・樹園地(じゅえんち)

木本性周年作物(果樹、茶、桑のほか、オリーブ、たけのこを取る目的の竹林、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、ホップなど)を規則的に、また連続的に栽培している土地で、同一種類が1アール以上まとまっているもので、肥培管理をしている土地のこと。

・シンボリック(symbolic)

象徴的である様子。

・生活基盤施設(せいかつきばんしせつ)

学校、病院、公園など、生活の基盤を形成する施設。

・生活利便施設(せいかつりべんしせつ)

日常生活を行うにあたって必要となる店舗や病院などの施設のこと。

・総合公園(そうごうこうえん)

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

・ダイバーシティ(diversity)

多様性のこと。性別、人種、年齢、信仰などにこだわらずに多様な人材を積極的に活用しようという考え方。

・地区計画(ちくけいかく)

良好な市街地環境の形成または維持のために、地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める計画。

地区の目標や方針を定めるほか、公園・道路等の施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について細かなルールを定めることができる。

・ **低・未利用地(てい・みりょうち)**

長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。

・ **都市基盤施設(としきばんしせつ)**

道路、公園、河川、上下水道など、都市活動を支える基本となる施設。

・ **都市計画区域(としけいかくくいき)**

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域として、都道府県が定める区域。

・ **都市計画公園(としけいかくこうえん)**

都市計画法に基づき、公園として都市計画決定された施設。都市公園であっても、都市計画決定されていないものは、都市計画公園にならない。

・ **都市計画提案制度(としけいかくていあんせいど)**

自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの 2/3 以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度。

・ **都市計画道路(としけいかくどうろ)**

都市計画法に基づき、道路として都市計画決定された施設。都市の骨格を形成し、安心して安全な生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設。

・ **都市公園(としこうえん)**

都市公園法に基づき、設置される公園又は緑地。管理をすることとなる者が公告することにより設置される。人々のレクリエーションの空間や良好な都市景観の形成など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

・ **都市づくり(としづくり)**

土地利用や都市施設のような、物的な側面に着目した概念。

本マスタープランでは、都市空間の整備にかかわる取り組み全般をさす。

・ **土地区画整理事業(とちくかくせいりじぎょう)**

土地区画整理法に基づき、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

・ **農業粗生産額(のうぎょうそせいさんがく)**

農業生産によって生み出された経済的価値。

稲作・畑作・畜産などの農業生産によって得られる農畜産物と、農畜産物を原料として作られた「干し柿」「かんぴょう」「畳表」等の加工農産物を販売して得た利益額をさす。

・ **パブリックコメント(public comment)**

町が実施する施策や計画を「素案」の段階で公表し、町民の皆さんから広くご意見を求め、提出された意見を踏まえて意思決定し、さらに提出された意見とそれに対する町の考え方を公表するという一連の手続き。

- ・ **バリアフリー化 (barrier-free か)**

障害者や高齢者等が生活する上で、行動の妨げになる障壁(バリア)を取り去った空間とすること。

- ・ **風致地区 (ふうちちく)**

都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。良好な自然景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な区域について定める。

- ・ **防災行政無線 (ぼうさいぎょうせいむせん)**

県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。

- ・ **まちづくり (まちづくり)**

土地利用や都市施設のような、物的なものに加え、行政制度などの仕組みづくりやコミュニティ活動など幅広い内容を含む概念。

本マスタープランでは、住民・事業者が創意工夫し、まちの課題を解決していく取り組み全般をさす。

- ・ **ユニバーサルデザイン (universal design)**

まちづくりやものづくりなどを進めるにあたり、年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

- ・ **用途地域 (よううちいき)**

一定の地域において、様々な用途の建物が混在することによる生活環境の悪化や操業環境の制限を防ぎ、良好な市街地環境を維持・形成するために、建築可能な建物の用途・規模等を定めた地域。

- ・ **ライフスタイル (life style)**

人間の生活様式や生き方。

- ・ **ワークライフバランス (work-life balance)**

仕事と生活の調和。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現していくこと。

第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）

令和 3 年(2021 年)3 月発行

発 行 大泉町

編 集 都市建設部 都市整備課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号

Tel 0276-63-3111(代表)

Fax 0276-63-3921

ホームページ : <https://www.town.oizumi.gunma.jp/>

都市計画マスタープラン履歴

平成 10 年(1998 年)3 月 計画策定

平成 23 年(2011 年)3 月 第二次計画策定

令和 3 年(2021 年)3 月 第二次計画一部改訂

第二次大泉町
都市計画マスタープラン
(一部改訂版)